

12月10日（第1日目）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。ただいまから平成25年12月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、26名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から午後欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第88条の規定によって、議席番号7番・桑原圭美君及び議席番号8番・山田勝君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る12月3日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては本定例会の会期は、本日12月10日から12月20日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日12月10日から12月20日までの11日間と決定いたしました。

○議 長 ここで総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。総務部長。

○総務部長 おはようございます。大変貴重なお時間をお借りして誠に申しわけございません。所信表明資料、議案等の訂正、差しかえのお願いと、公務中の職員の事故につきまして重篤な事案が発生いたしましたので、大変貴重なお時間でございますがお借りいたしましてご報告申し上げます。

まず、誠に恐縮ではございますが、所信表明、議案等に一部誤りがございましたので、訂正、差しかえのお願いでございます。本日皆様方の議席のほうに正誤表、それから丸正といったしまして、差しかえ議案を配付させていただいております。ご覧いただきたいと存じます。先の12月3日に配付いたしました所信表明資料、それから議案等の一部に誤りがございましたので、ご訂正及び差しかえをお願いするものでございます。

お配りのものを見ていただきますと、「記」以下に所信表明資料以下、第93号議案、第99号議案資料、裏面には第102号議案、第103号議案いずれも字句の訂正、または加筆ということでございます。お手数をおかけいたしますがご訂正と、第93号議案、第103号議案につきましては丸正のほうに差しかえをお願い申し上げます。

改選後初めての議会の定例会でございます。執行部一同、緊張感を持って臨んだところでございますが、開会早々、こういった単純なミスのお訂正のお願いで、誠に恐縮至極でございます。以後、こうしたことがなくなるように、これ以上に緊張感を持って努めてまいりたい

と思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に公務中の職員の事故についてでございます。今月の12月3日の午前9時15分ごろでございます。商工観光課所属の臨時職員原澤広幸さん45歳でございますが、勤務先の今泉記念館、正面玄関の屋根の消雪パイプの散水状況等を確認、点検するため、三脚式の脚立を使いまして作業をしておりましたところ、ちょっと事由は明らかではないのですが、何らかのことでバランスを崩してしまいまして、高さ2mから3mほどのところから落下、転倒いたしました。この落下、転倒によりまして、頭部の右側を強打、出血もあったということでございます。ゆきあかり診療所医師の処置を受けた後に、病院のほうに救急搬送されたものでございます。

事故から1週間が経過しておりますが、誠に重症でありまして、現在自発呼吸はあるものの、意識の回復までには至っておらないという状況でございます。一刻も早い回復を願うところでございますし、管理職をはじめとしまして、職員には事故発生の翌朝の朝礼で、現場作業もでございますので、今まで以上に十分安全確保には留意するように注意喚起をしたところでございます。

以上、ご訂正等のお願いとご報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告、議員派遣結果報告及び監査結果報告を行います。
報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。市長。

○市 長 おはようございます。平成25年12月定例議会開会に当たりまして、議員各位のご健勝をお慶び申し上げます。また、日ごろ市政にご尽力いただいておりますことに、深甚なる敬意を表するとともに感謝を申し上げますところであります。

議員各位におかれましては、去る10月20日に執行されました合併後3回目となります南魚沼市議会議員一般選挙を勝ち抜き、市民の期待を担ってめでたくご当選の栄を得られました。心からお祝いを申し上げますところであります。皆様におかれましては、南魚沼市の発展のため全能を注ぐべく意欲をみなぎらせておられることと存じます。今後の大いなるご活躍をご期待申し上げますところであります。

ここで、9月定例会以降の経過等につきましてご報告を申し上げます。

はじめに、保健・医療・福祉についてであります。

魚沼地域の医療再編によりまして、平成27年に新潟県立六日町病院隣地に開設予定であります新市立病院の名称につきまして、11月1日から29日までの間、市民の皆様からの募集を実施いたしました。ちょっと期待に反しまして、二十五、六件程度しか応募がなかったということであります。今後、応募の内容を踏まえ、決定をさせていただきたいと思っております。また、2つの市立病院の開院と運営に万全を期すために、運営移転等に関するコンサルタント契約を締結し、今準備を進めているところであります。

福祉関係につきましては、浦佐地区の障がい者就労支援施設「工房とんとん」に隣接いたしました。定員7人の障がい者ケアホーム「おひさま」が11月24日にオープンいたしました。

た。

また、養護老人ホーム魚沼荘の改築につきましては、10月に地権者と用地買収の契約調印を完了し、現在は平成26年度の工事発注に向けて実施設計を進めているところであります。

介護保険関係につきましては、石打地区に地域密着型特別養護老人ホーム「百花園」が9月17日に、五十沢地区に小規模多機能「萌気園多機能介護ホームさくりの郷（さと）」が11月15日に、それぞれオープンいたしました。これで、第5期介護保険事業計画で予定いたしました施設整備が完了となります。引き続き、特養待機者の改善と在宅介護サービスの向上を図ってまいります。

次に、教育・文化についてであります。

城内小学校の大規模改修工事は11月に完了し、ボイラーの試験運転において、煙突内の耐熱材にアスベストが含まれていることが判明いたしました。他にも3校で同様の耐熱材が使用されていたため、直ちに現地調査を行い、2校においてアスベストを確認し、ボイラーの使用を禁止いたしました。残る1校につきましては、耐熱材の劣化はありませんでしたが、同様にボイラーの使用を禁止し、3校全てに大型石油ストーブを設置したところであります。

今後の対策につきましては、現在検討中でありまして、適切に対応してまいり所存であります。

国際交流事業につきましては、6年目を迎えましたアメリカへの中学生海外派遣報告会を11月9日に開催いたしました。ますます進んでいきます国際化の中で、青少年の多感な時期に海外での生活体験により、国際感覚を身につけることは、その後の人生にも大きく影響する貴重な経験になるものと考えております。

大原運動公園整備事業の野球場建設工事につきましては、11月末現在の進捗率が90.6%となっております。また、図書館整備の進捗率は11月末現在で72.9%となっており、いずれも工事は順調に進んでおります。

社会教育施設の指定管理者につきましては、来年度から文化施設、体育施設、大原運動公園の3区分による指定管理とする方向で進めておりますが、文化資料展示館を含めて指定管理者候補者を選定し、今定例会に上程をしております。

また、欠之上セミナーハウスの体育館が、建築後58年がたち、老朽化が進んだため取り壊しを行うこととなり、これに関連してセミナーハウス条例の制定につきましても上程をしております。

去る、10月27日開催の第9回縦断駅伝大会には92チームの参加があり、秋空のもとで熱戦が展開されました。終了後、海洋冒険家で世界的ヨットマンの白石康次郎氏をお招きし「夢・挑戦・そして人とのつながり」を演題に講演会を開催いたしました。

子ども・若者育成支援センターにつきましては、社会参加に課題を持つ若者が自宅を離れて過ごせる「居場所」の利用者の中で、就労に近づいた方たちに対して、具体的にアドバイスを行う個人相談会を、関係機関の協力を得て11月に開催したところであります。引き続き就労に向けた支援を行ってまいります。

次に、環境共生についてであります。

し尿等を五日町の新潟県流域下水道六日町浄化センターへ運搬し、直接下水道処理施設で処理することにつきまして、地元関係者と協議を続けてまいりましたが、地元のご理解をいただき、9月20日に協定を締結いたしました。今後平成30年度の供用開始を目指して準備を進めてまいります。

カーボンオフセットクレジットにつきましては、8月29日に開催されました新潟県の認証委員会で「南魚沼銘水の森クレジット」の発行を認めていただいたところであります。販売可能数量1,438トンの完売に向け、企業訪問等を行ってまいります。

有害鳥獣被害対策につきましては、新潟県内では秋口のブナの結実状況調査により不作が見込まれたことから、クマが里に出没することが懸念されておりましたが、10月末現在の出没情報件数は、16件であり、昨年同期の3割程度と大幅な減少となっております。また、出没情報のほとんどは奥山でのものであり、今のところ人的被害もなく安堵しているところがあります。サルによる農作物等の被害につきましては、126件と前年同期比で3割ほど増加しております。しかしこれは、各行政区からの連絡体制が整ったことによるものと考えております。「サル・クマ等と共存できる地域づくりモデル事業」の事業地であります船ヶ沢新田では、行政区が一体となって取り組んだことにより、サル被害がなくなった成果を踏まえ、今後被害の増加が見込まれる地域におきましても専門家による集落環境診断を実施し、鳥獣被害対策を進めてまいります。

今年中の南魚沼市内の交通事故につきましては、11月12日現在の発生件数は、169件、前年同期比で16件の減、負傷者数は191人で、同じく28人の減となっておりますけれども、残念ながら死者数は5人です。なお、おとといまた1の方が亡くなりましたので、これはまた6人になるということですが、昨年の2人から大幅な増加となっております。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。さまざまな条件が重なり、不幸にして事故が発生してしまうわけですが、市では、少しでも悲惨な交通事故を減少させるべく、南魚沼警察署をはじめ関係機関・団体と連携し、引き続き、交通安全運動の展開や啓発活動を行ってまいります。

次に都市基盤についてであります

社会資本整備総合交付金事業につきましては、除雪事業費を除いた平成24年度経済対策補正分と、平成25年度分を合わせた12億8,902万円、このうちの国費が7億5,029万円ですが、この配分を受け、11月末現在で65.9%の発注率であります。本格的な降雪期がもう目前に迫っておりますが、早急に工事の完了を目指すとともに、用地買収・物件補償にしましては、年度内に計画どおりに遂行できるよう努めてまいり所存であります。

9月18日に一般国道291号「坂戸バイパス」が開通いたしました。それまでは六日町の中心市街地を通行していた国道291号は、東泉田から二日町まで、ほぼ直線的なルートで結ばれ、ドライバーや歩行者などにとって、安全で快適な通行が可能となったところであります。

道路除雪につきましては、委託する各企業体との連絡協議会で事故防止対策に万全を期すことを確認し、安全で安心な冬期の交通確保に努めてまいります。また、今年度の除雪計画を11月29日、12月2日の行政区長会で説明し、市民の皆様のご理解とご協力をお願いしたところであります。

全国的に大きな被害を及ぼしました台風18号は、9月16日の午前に新潟県に最も接近し、塩沢庁舎の観測値では、時間最大雨量36ミリメートルを含む24時間雨量で157ミリメートルを観測いたしました。この台風によりまして、市内の道路などは、主に塩沢地域を中心に被害が発生いたしました。被災規模が大きい道路災害6か所と、河川災害3か所につきましては、11月21日からの公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づく災害復旧申請を行い、復旧工事を進めてまいります。また、小規模等で国の採択基準を満たさない被災箇所につきましては、市単独の災害復旧工事として着手し、復旧を進めております。

住宅リフォーム事業につきましては、残予算分に対する追加募集を9月2日から9月13日の期間に行ったところ、追加申込件数が169件、この補助予定金額で1,419万円となり、予算が若干不足といたしますが、予算をオーバーしておりましたので、全件を認めていただくということで、予備費充当を行いまして、10月1日付けで交付決定を行いました。これにより今年度は、申請受付件数が1,035件、補助予定金額は8,591万円、ですので当初の予算上よりは591万円多く交付させていただいたところであります。申請工事の総事業費は11億1,419万円であり、経済波及効果を13倍程度と評価しているところであります。

次に、産業振興についてであります。

農業につきましては、平成25年産水稻の作柄状況が——10月15日現在でありますけれども——公表され、全国では、10アール当たりの予想収量は539キログラム、作況指数102が見込まれ、予想収穫量（主食用）は、前年に比べ2万7,000トン少ない818万3,000トンが見込まれております。新潟県の作柄は、10アール当たりの予想収穫量は、前年比3キログラム少ない555キログラムで作況指数は103と見込まれているところであります。

一方、魚沼につきましては、10アール当たり予想収量が前年比26キログラム多い538キログラム、作況指数104の見込みであります。12月7日にこの104が決定をされているところであります。また、昨年の1等米比率の低下から、ことしは良品質米の回復を目指して取り組んでまいりました。春先は低温の日が多く、その後は高温傾向にあり、8月に入りますと猛暑で、高温障害が心配されたところでありますが、8月中旬以降にはまた低温となりました。JAの集計状況では1等米比率は87%となっております。新潟県下の状況は10月末現在で76%との発表がありますが、地域間の差が大きいというふうにいわれているところであります。

平成23年7月新潟・福島豪雨災害につきましては、発生から3年目となり、一部の災害関連事業等を除いてほぼ完了の見込みとなっております。

また、塩沢地域を中心といたします台風18号による農地・農業用施設の災害につきましては、6件の災害査定が完了し、随時工事発注を行っているところであります。小規模災害に

つきましては、土地改良区と協力しながら被災関係者の負担軽減に取り組んでいるところでもあります。

国の農政につきましては、10月から改革の取り組みが活発化し、5年後に減反廃止の方針が打ち出されたところでもあります。廃止に伴う経営所得安定対策などの制度見直しにつきましては、新聞報道等で一部の情報が流れておりますが、全体的な方向性が示されていない状況でありまして、TPPの交渉経過も含め、今後の動向を注目しているところでもあります。

商工業関係につきましては、新潟県内の雇用情勢は一部に厳しさが見られますが、改善してきております。ハローワーク南魚沼の9月の有効求人倍率は1.47倍、新潟県平均は1倍ありますので、前月より0.06ポイント上昇いたしました。10月は確か1.67まで上昇しているところだと思っております。

セーフティネット保証の認定件数は、10月末現在で23件、前年対比13件の減となっております。減少の要因としましては、平成20年度からの経済不況時に多くの事業者が様々な融資制度を利用し、平成24年3月末で緊急経済対策が終了した後は、返済の時期に移り、新規借入れが落ち着いていることだと考えております。南魚沼市産業育成資金の利用件数は29件、前年より微増となっております。安倍政権の経済政策「アベノミクス」の効果で景気回復の傾向があらわれておりますけれども、全ての業種や中小零細企業まで景気回復の兆しがあるとはまだ考えられない状況であります。来年4月の消費税増税等が、景気にどのような影響を及ぼすか、これも注視してまいりたいと思っております。

食によるまちおこしにつきましては、全国のまちおこし団体がご当地グルメで地元を元気にしようとする「2013 関東・甲信越 B - 1 グランプリ in 勝浦」千葉県であります。9月28日、29日に開催され「南魚沼きりざい DE 愛隊」はブロンズグランプリ第3位を獲得したところでもあります。また、11月9日、10日には「B - 1 グランプリ in 豊川」これは愛知県でありますけれども、に参加し、「南魚沼きりざい 井」で全国に南魚沼市をPRしてまいりました。また、「B - 1 グランプリ in 豊川」の来場者数は、2日間で58万1,000人ということで集計をされております。

次に行財政改革・市民参画についてであります。

総合計画の平成26年度から平成28年度実施計画につきましては、大和地区・塩沢地区の両地域審議会からご意見をいただき、総合計画審議会に諮りまして、11月28日でありましたが、同日計画の内容をそのとおりでいいということで答申もいただいたところでもあります。今後さらに、計上する事業費の精査と予算との整合を図り、市民の皆様にご公表いたします。今計画では特に、新市立病院の整備、魚沼荘の改築、城内・大巻・五十沢の三中学統合などの事業費も計上されますが、引き続き市民の皆様のご要望にお応えすべく、諸事業を調整し、財政の健全化を進めながら、着実に実施してまいり所存であります。

財政状況は改善されておりますけれども、依然として厳しい状態が続いていることは間違いありません。市の発展のためには、必要最低限の投資事業を実施することも必要であります。合併特例債を最大限に活用するため、対象期間を5年間延長して平成32年度までとなる

ように諸手続の準備を進めてまいります。次世代への過剰な負担とならないよう、財政計画の再策定も進めながら、常に効果的、効率的な事務事業の執行に配慮してまいり所存であります。

市民参画につきましては、少子高齢化社会にも対応できる新しい時代の南魚沼市をつくるべく、諸施策と行政組織のあり方を確立し、次世代につなげてまいります。その大前提となります市民の皆様との情報・認識の共有の場を充実させるため、市政懇談会に加えて、45歳以下の市民等を対象に「若者まちづくり会議」を9月15日、11月9日の2回開催いたしました。今後も市民の皆様にご参加いただき、自由にご意見、ご提案をいただける機会の拡大に努めてまいります。

県内外の産学医官の幅広い分野の関係者が集います「健康ビジネスサミットうおぬま会議2013」が開催されました。この会議は、新潟県が平成20年度から推進しております「健康ビジネス連峰構想」の根幹事業でありまして、今年度は全国への情報発信と地域内の情報共有のため、東京と魚沼市の2会場での開催となりました。魚沼基幹病院の開院に伴い、医療・健康に関連した新しいビジネスの創出や産業の集積が期待されるところでありますけれども、市といたしましても「メディカル・タウン構想」の具現化に向け、積極的に参加し、活用してまいりたいと思っております。

平成22年度から進めてまいりました消防庁舎建設事業も大詰めとなり、今年度完成予定の訓練塔建設により完了となります。訓練塔建設工事につきましては、10月末に鉄骨組が終わり外壁及び内部工事へと順調に進んでおります。また、消防救急デジタル無線につきましては、平成28年度からの運用開始を目指して、今年度実施設計を行い、整備工事は平成26年度からの2か年計画となっております。

台風18号は、当市でも9月16日午前中を中心に降雨が続いたことから、魚野川が増水し、午後0時10分に中之島観測地点で氾濫危険水位を超えたため、午後0時30分に大雨警戒本部を設置するとともに中野、中、上十日町の3地区に避難準備情報を発令し、中之島小学校と塩沢小学校に避難所を開設いたしました。

その後、雨は弱まり河川水位も下がったため、午後5時に3地区の避難準備情報を解除するとともに避難所を閉鎖し、9月19日午後4時に大雨警戒本部を解散いたしました。

災害時緊急伝達整備事業として進めてまいりました、浦佐地区を中心といたしましたFMゆきぐにの難聴地域解消につきましては、大和公民館敷地内に中継局を設置し、10月1日から正式な運用を開始いたしました。これによりまして受信状況を大幅に改善することができました。今後も災害時情報伝達の充実に努めてまいります。

平成25年度の人事院勧告に伴う給与改正につきましては、人事院は8月8日、国家公務員の給与に関して、臨時特例法による減額前の較差が0.02%と極めて小さいことから、月例給、期末勤勉手当について改正を行わない旨の勧告を行いました。その後、新潟県人事委員会でも10月10日に同様の勧告を行ったところであります。

また、国家公務員は、平成18年度の給与構造改革に伴い実施しております現給保障を行う

経過措置の取扱いにつきまして、臨時特例法で給与削減が行われていることを考慮し、臨時特例法の終了まで継続し、平成 26 年 4 月で全額廃止するとしております。新潟県人事委員会もこの経過措置につきましては、平成 25 年度に 2 分の 1 を減額、平成 26 年 4 月に全額廃止とする勧告を行っております。

当市はこれまで国に準拠の方針で給与改正を行ってきておりますので、ことしの給与改正は行わないことといたします。現給保障の経過措置の取扱いにつきましては、国に準拠の中で平成 26 年 4 月に全額廃止の方針であり、対象者は 86 人、削減額は年額で約 780 万円となる見込みであります。

次に、補正予算についてであります。

一般会計につきましては、一般職における月例給及び共済費の精査により、職員給与費を減額いたしました。人・農地プランに係る農地集積協力金の周知が進んだことにより、前期の実績から予算の不足が見込まれるため、前期実績を参考に追加計上いたしました。同様に財源といたしまして、補正後の不足分を全額県補助金に追加いたしました。公債費につきましては、対象事業費及び利率の確定により公債費利子を減額したところであります。また、継続費につきましては、新市立病院整備事業において、資材費及び労務費の上昇と医療機器等の移設後の調整が必要となることから総額の変更、年度の追加、そして年割額の変更を行い、大原運動公園整備事業では、公園内のメイン道路の舗装が相当痛んでおりまして、この舗装打かえを追加することによりまして、総額及び年割額の変更をそれぞれ補正計上いたしました。そのほか、9 ページに記載の概要を主な内容として補正予算第 4 号を編成いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

平成 16 年 11 月の市制施行以来、新市の基盤づくりと 3 町の融和を第一に掲げ、市政を執行してまいりました。来年、南魚沼市は 10 周年を迎えます。市が新たに飛躍する年となりますように、そして「南魚沼市が、全員の皆さんが合併してよかった」と思っていただけのように、引き続き行政運営のかじ取りを全職員の先頭に立ち、進めてまいります。

そのために、市民生活を第一に考え、南魚沼市の将来像であります「自然・人・産業の和で築く安心のまち」この実現と、そして市民の皆様が、将来に希望を持ち続け、生涯をこの地で過ごすことができる「地域完結型社会」の構築を引き続き進めながら、全国に誇れる住みよいまちづくりに取り組んでまいります。

市民の皆様並びに議員各位におかれましても、深いご理解と絶大なるお力添えを賜りますよう、心からお願い申し上げます、所信表明とするところであります。

なお、一般質問等で市長答弁は不要だというようなことにならないように、一生懸命努めますのでよろしくお願い申し上げます。

むすびといたしまして、今議会の提出案件 24 件、内訳は条例 4 件、予算 5 件、その他 15 件であります。よろしくお願い申し上げます。

○議 長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第 5、報告第 10 号 所掌事務に関する調査の報告について(継続調査)

を行います。議会運営委員長・黒滝松男君の報告を求めます。議会運営委員長。

○黒滝議会運営委員長 改めましておはようございます。それでは所掌事務に関する調査の報告をさせていただきます。資料を見ていただきたいと思います。本委員会に付託された継続調査事件について、調査の結果を別紙のとおり会議規則第 110 条の規定により報告をいたします。

1 回目と 2 回目があります。最初に第 1 回目のほうでございますが、調査の状況につきまして、期日は平成 25 年 12 月 3 日火曜日でございます。委員の出席状況につきましては 8 名全員の出席でございます。正副議長のほうからも出席をいただきました。調査事項につきましては、1 番として、平成 25 年 12 月南魚沼市議会定例会の運営についてと、(1) 番として付議事件の概要について、以下 6 番の一般質問の取扱いについてでございます。2 番目として閉会中の議会運営委員会の開催について、3 番目としてその他。調査の内容につきましては、執行部の方それぞれからの出席を求め、12 月定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行いました。

続きまして第 2 回目でございますが、調査の状況につきましては、裏面のほうの期日でございますけれども、平成 25 年 12 月 10 日本日開会前でございます。委員の出席状況につきましては 8 名全員の方から出席をいただきました。なお、正副議長からも出席をいただいております。調査の事項につきましては、平成 25 年 12 月南魚沼市議会定例会の運営についてでございます。調査の内容として、執行部から総務部長の出席を求めまして、請願 1 件の取り下げについて報告を受け、12 月定例会初日の議事日程及び請願・陳情文書表の変更について協議を行ったところでございます。

報告は以上でございます。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で所掌事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の請願及び陳情を除く付議事件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、今会期中の請願及び陳情を除く付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第 6、平成 25 年請願第 5 号 免税軽油制度の継続を求める請願、日程

第7、平成25年請願第6号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める請願、日程第8、平成25年請願第8号 TPP交渉における重要5品目等の聖域確保の請願、日程第9、平成25年陳情第2号 「年齢計算ニ関スル法律」の改正についての意見書の提出を求める陳情、以上4件を一括議題といたします。請願第5号、請願第6号及び陳情第2号を総務文教委員会に、請願第8号を産業建設委員会にそれぞれ付託しますので審査をお願いします。

○議 長 日程第10、第89号議案 南魚沼市学齢児童生徒の就学援助条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 第89号議案について、提案理由の説明を申し上げます。

南魚沼市学齢児童生徒の就学援助条例の一部改正ですが、文部科学省の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」が一部改正されたことにより、特別支援学級の児童生徒に加え、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する普通学級の児童生徒も特別支援教育就学奨励費の支給対象となりましたので、改正をするものです。

この改正に合わせて、通級指導教室に通う児童生徒を通学費支給の対象とする、それからもう1つですが、引用法令名の名称を学校保健法第17条から学校保健安全法第24条に変更するものです。次に通学費の支給基準を1キロメートル当たり40円を20円とし、実費額により近いものとするものです。

3ページをご覧ください。第2条中、第2号に小中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒又は特別支援学級に就学する児童生徒の保護者とし、一定の障害の程度に該当する児童生徒を加えました。第3号に特別支援学校に就学する小学部又は中学部の児童生徒の保護者とし、特別支援学校に就学する児童、生徒を分けました。第4号として通級指導教室に通う児童生徒の保護者とし、通級指導教室に通う児童生徒を新たに加えました。第3号と第4号を加えたため、現行の第3号を第5号といたしました。

第4条として、「就学援助費の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める援助の種別に係る経費とする」とし、第2条の各号に定められた対象者に対する援助の種別に係る経費を、新たに明記をいたしました。

4ページをご覧ください。別表の中で、3医療費の項中引用法令を「学校保健安全法第24条」と名称を変更させていただきました。

5ページをご覧ください。5 通学費の項中、南魚沼市職員の旅費に関する条例からの引用を、「通学距離の往復の合計に1キロメートル当たり20円を乗じて得た額」と明記をいたしました。

また、附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行したいとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 ちょっと確認といえますか、内容を教えていただきたいところがありまし

て、新旧対照表のほうでお話をさせていただきます。4ページに対象経費、第4条の関係のものが書いてありますそこですが、これは前段のほうで特別支援学校とかそこら辺の3号、4号を分けた関係でこういうふうなことになっているのでしょうか。聞きたいところは、第4条の2号で、第2条2号に該当する対象者云々と、そこについては特別支援学校等の就学費、通学費、学用品費これが対象経費ということになるわけでしょうけれども、ここを第2条の2号のほうでは、特別支援学級に就学する児童、生徒の保護者がその援助者の範囲ということになっているのです。この言い方は間違いではないのでしょうかけれども、ここはどういうふうに解釈していいのか。これは特別支援学校等——学級ではなくて学校等、ここら辺を整理して、間違いではないのでしょうかけれども、もう少し補足を、学級ではなくて学校だというところが理解しづらいところがあるのでそれは教えていただきたいという点。

もう1つ、私の勘違いかもしれませんが、3号のところですか。これは特別支援学校の就学費が対象経費になるということですが、3号については就学費だけで、通学費とか学用品費が入っていないわけです。そこら辺、ほかのところの手立てがあるのだということになればまたそうなのでしょうけれども、そこら辺の説明ももう少ししていただきたいというふうに思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 この2号につきましては、第2条第2号というのは視聴覚、知的障害、それから肢体不自由、病弱等々に該当する生徒でございます。それから、第4号につきましては——4号でしたよね。(何事か言う者あり) いずれにしましても特別支援学級とそれから特別支援学校については対象になりますし、今回については特別支援教室、学校の中で通常授業を受けている人が、その授業だけ特別支援教室に行って勉強するというようなことについて対象になるということでございます。以上です。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 まず3号のところの特別支援学校の関係のところ、通学費と学用品費が入っていないのは、いろいろな事情があるのですけれども、なぜかというところが答弁にできなかったで、そこをひとつお願いしたい点。

それと、私がわかりづらかったと思うのですけれども、2条の2号を先に見てもらいますと、これの被援助者の範囲というのはいろいろ書いてありまして、後段のところを見ると、児童生徒又は特別支援学級に就学する児童生徒の保護者が、被援助者の範囲になるということになっています。第4条の対象経費ですけれども、その2号をみますと第2条2号に該当対象者で、修学旅行費、学校給食費、その次です、特別支援学校等通学費というのがあります。そこら辺、条文の中の説明がわかりづらいので説明していただきたい。

例えばこのところにいくと、被援助者の範囲というのは第2条の2号にあげるところなのだけれども、この第4条の2号に掲げている特別学校等の就学費というのは、学級から学校に行ったときにその通学費、就学費が出るのか、何か表現が私にはわかりづらいので、そこを学校と学級の使い分けというか、そこら辺の説明をしていただきたい。

○議 長 教育部長。

○教育部長 これについては、特別支援学校に在籍している生徒だけではなくて、そこへ通級、通学するといえますか、そういう子どもさんもいらっしゃるのだからという表現だと思います。以上です。

[何事か言う者あり]

○議 長 教育部長。

○教育部長 支給対象者は特別支援学校につきましては、これはみんな学用品とかそういうものは入っております。学用品とか、あと活動費、それから新入学の用品、体育実技用具費、修学旅行費、それから給食費、それからあと特別支援学校等の就学費、これは特別支援学校及び特別支援学級に就学している児童生徒1人当たり限度額がありまして、その範囲内が支給されるということです。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 通学費について別表でお聞きいたしますが、現行では市職員の旅費に関する条例ということで規定していたものが、説明では40円から今度は20円に、より実情にあった額にしたと、こういう話であります。要するに40円が20円になったということは少なくなるということです。そうすると、市職とかけ離れた形をここでしたいということですか。その辺をひとつお聞きします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 こちらについては、市の職員の旅費を適用しますと2キロメートル以内が対象になりませんし、それからこちらに一応準じさせていただきました。ですので、20円というようにさせていただきました。あと、細部については学校教育課長のほうから答弁させます。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 この40円から20円につきましては、今まで市の非常勤特別職の旅費の計算が40円になっているわけですが、県のほうの通学援助費の対象も22円となっております。いろいろ協議した中で、実質市の職員が対象となります1キロメートル20円につきまして、これが実際の実費相当額になるのではないかとということです。いろいろ検討した中で、やはり非常勤特別職につきましては、常時会議等があるものではなく年に数回とかそういう場合の40円計算でありまして、就学通学費につきましては常時かかるものであります。その内容におきまして、市の実際の20円の単価に合わせたほうが、より実費に近い額になるということで、40円を20円にさせていただくということでありまして、以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今の話を聞くと、市職は20円だと、だから20円にすると、こういうふうには捉えましたが、それで間違いがあるかないかひとつお聞きしておきます。常時というのと非常勤という違いですが、通常燃料費はそう変わらないと思うのです。そうした中で毎日ということになると、路線バスであれば定期を利用すると20円でできるわけだとか、というよ

うな何かの裏づけがあつてしかるべきだと私は思うのです。では、今までの 40 円が間違っていたということになってしまいますので、その辺をもう少しきちんとした答弁をいただきたいと思います。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 この点につきましては、実際市のほうで細かな計算をしているわけではないのですが、実際常時使う場合の市の職員の旅費が、もろもろ検討した中で 20 円と決定されております。それから県のほうももろもろ検討された結果だと思っておりますが、22 円ということで決定されておりますので、その額を準用させていただくということであります。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 89 号議案 南魚沼市学齢児童生徒の就学援助条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 89 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 90 号議案 南魚沼市奨学金貸与基金条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは第 90 号議案について提案理由の説明を申し上げます。南魚沼市奨学金貸与基金条例の一部改正ですが、3 ページをご覧ください。右側の現行の第 4 条第 3 号の「他の奨学金の貸付け又は給付を受けていないこと」を「ただし、大学の医学部医学科に在籍している者については、この限りではない」を加え、大学の医学部医学科に在学している学生には、他の奨学金との併用を認める改正でございます。第 10 条の「奨学金は、貸与が終了し、又は中止された日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 6 か月を経過した日から、貸与を受けた期間の 2.5 倍の期間内に規則で定めるところにより返還しなければならない。ただし、随時繰り上げて返還することができる」とし、返還の開始を半年間据え置くとともに、返還期間を貸与期間の 2 倍から 2.5 倍に延ばします。このように条件を緩和し、より借りやすく、返しやすしい奨学金に改めるものです。

また、附則としてこの条例は平成 26 年 4 月 1 日からの施行とし、経過措置として平成 26 年度からの新規貸付者だけでなく、既に貸与している者で平成 26 年 4 月 1 日から新たに返還が始まる者も対象とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。25番・樋口和人君。

○樋口和人君 今ほど説明をいただいたわけですがけれども、借りやすく返しやすいというお話もありました。そこで、例えばなぜ今こういうふうに——借りやすく返しやすいということなのでしょうけれども、もう少しその辺の背景ですとか、それから医学部医学科に在籍している方についてはこの限りではない、そうでない方は今までどおりですよという、その辺の違いをどうしてつけたのか、そこら辺にことについてもう少し詳しく説明をお願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 こちらのことは議会の質問の中で、医学部を受験したいのだけれども、非常にお金がかかるというようなことが議論された経過がございます。また、基幹病院が新たにできるという部分で、医学部のみというようなことで優遇させていただきたいということがございます。

それから借りやすく返しやすいですが、これについても今まで半年ずつの返済でしたが、これらも規則を変えまして、毎月返せるというようなことで給与者といいますか、給与をもらっている人が返しやすいというようなことを考えまして、それでこのように変更させていただきたいということがございます。以上です。

○議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 ありがとうございます。そんな中で、例えば今はこれはこれで進めていただければいいと思うのですが、基幹病院もそうですし、これから市立病院ができてくるわけです。そうした時に医療に従事する方々を市としての確保といいますか、それも非常に大切なことになってくると思います。そんな中で多分、医学部だけではなくて、歯学部というのがこの医学部に入るのかわかりませんが、あるいは看護師の方、あるいは医療に携わるいろいろなスタッフの方々の資格を取るにはかなりの学費がかかるわけです。今後例えばそういったところにまでこれを広げていくとか、あるいは市立病院について言えば、奨学金を渡して、その後市立病院に勤めていただいた方については返済を免除するとか、そういうところまで今後検討していくつもりか、その辺のことがあるかどうかをお聞かせください。

○議 長 教育部長。

○教育部長 こちらの改正につきましては、医療対策室のほうと打ち合わせをさせていただいて、今回このような提案をさせていただいたわけですが、今後そういうこともまた医療対策室のほうと検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今ほど樋口議員からいろいろな質問もあったのですがけれども、これは4月からの改正になるわけですがけれども、今の現行の中でどれほどの人がいるのか。この改正になってから約6年の医学部があって、その後スーパーローテートがあるので10年後に出てくる施策になるのです。現状、今、医学部に通っている6年生がいる中で、どれくらい緩和と

いかによくなったことによって、いっぱい出てきてほしいというのが狙いですが、その辺の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 今までの中で、こういう具体的な要望というか動きはそうはありません。ただ、我々としては今言ったように、基幹病院、市立病院の動きを見て、先手を打つという意味合いで改正をさせていただきました。同じと言いますか、現状の中で医学部だからということでの動きはありません。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 関連しますけれども、私は1つの前進だというふうに捉えます。しかし、今の学生あるいは保護者が置かれている実情というのは、併給を受けなければほかの大学もなかなかやれないということです。そしてもう1つが返済期間です。返済期間も今延ばしていただきましたけれども、もっと延ばした形でいかなければならないというのが実情だと思いますが、その辺の考えをひとつお聞きします。

もう1点は、所得等の問題も加味しなければならないかも知れませんが、私は給付制、貸与ばかりでなく給付制をも考えたような形で進んでいくべきではないかと思いますが、突破口としてそういった考え方も加味していただけるかどうか、ひとつお聞きしておきます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 ほかの奨学金と併給というか、両方もらえるという部分についていろいろ調べたのですが、余りそういうことをやっているところはないのです。ただ、南魚沼市としては思い切って、そこから借りたとしても、ほかのところから借りてはだめだということはないですから、うちとしては突っ込んで、よそを借りていたとしても借りられるような状況で、行なえる考え方を今回やってみました。

期間についても大分突っ込んでやったつもりですが、この部分についてもやりながら考えていきたいと思っています。

給付については今のところ考えておりません。要望がおありでしょうか。（「そういう方向性が加味されるかどうか」と叫ぶ者あり）それはなかなか難しいということで、今のところは考えていないということです。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 せっかくの奨学金の条例でありますので——平成24年度決算のほうでいただいた資料の中で、平成24年度末で大学生3名が645万円という返還猶予を受けているわけです。医学生ではないわけでありましようけども、こういうような部分もあるわけですから、医学生について2倍を2.5倍にする、私も非常に前進だというふうに思っております。給付も考えていただける方向であればいいことです。けれども、現状を考えた時に、今現在大学生65人が返済をしているわけですが、その中で3名が猶予を受けている。こういう状況を見て、では医学生でない部分についてどのような検討をなされたのかお伺いしたい。

○議 長 教育長。

○教育長 延滞とか、遅れている部分については、給食費等との絡みも加味しながら、何か怠慢の部分がないかどうかということではいろいろ調べたのですけれども、そうではないということで奨学金については進んでおります。やむを得ない部分ということで、この部分についても遅れがでてきているという想定はしておりますが、医学生を越えてまでダブルでということは今のところは検討の中に入れておりませんでした。だから、これからの動きを見ながら検討してまいりたいというふうに思っています。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 90 号議案 南魚沼市奨学金貸与基金条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 90 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 91 号議案 セミナーハウス条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは第 91 号議案について提案理由の説明を申し上げます。セミナーハウスにつきましては、現在、欠之上、塩沢ともに直営による一部委託で管理を行っているところであります。平成 18 年度から指定管理での運営を目指して、平成 17 年条例第 144 号で改正を行ったところでありますが、この間、運営方針の決定、条例改正の手続が遅れ、現在に至ったことにつきまして深くお詫びを申し上げます。今後十分留意した中で運営を行ってまいります。

このたび、欠之上セミナーハウスの体育館が築 58 年を経過し、危険となり取り壊しを行うこととなり、その改正も含めて現状の直営での管理方針決定を行い、このたび条例改正をお願いするものであります。

改正内容につきましては、1 ページをご覧ください。第 1 条の「設置」、それから第 2 条の「名称及び位置」に関しては変更ありません。第 3 条の「管理」を指定管理者による管理から教育委員会の管理とし、第 4 条の「開館時間及び開館期間」、第 5 条の「使用の許可」、第 6 条の「使用の不許可」、第 7 条の「使用の許可の取消し等」、第 8 条の「特別の設備等」について、教育委員会が認めたときとすること、第 9 条の「使用料の徴収」、第 10 条の「使用料の減免」、第 11 条の「使用料の不還付」については市長が認めるときとし、第 9 条関係別

表のセミナーハウス体育館を削除することによるものであります。

また、各条の「利用」を「使用」に改めます。附則の施行日について、この条例は公布の日から施行するとするものであります。以上で説明を終了いたしますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 91 号議案 セミナーハウス条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 91 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 92 号議案 南魚沼市企業立地促進条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 それでは第 92 号議案 南魚沼市企業立地促進条例の一部改正についてご説明を申し上げます。今回の改正につきましては、奨励措置の対象となる事業所等の根拠となっている上位法が廃止になっているなど、現状と制度執行上整合がつかない部分があることから見直しをさせていただくこと、あわせまして今まで他の自治体に比べて低かった当市の企業への優遇措置を引き上げ、企業誘致に関する自治体間競争力を上げるということを目的に、本条例を一部改正させていただくものであります。具体的な優遇措置については、規則で定めるということにしております。今回の改正によって、今後の新たな企業誘致や、既存企業の増設・移転活動への支援について大きく寄与するものであると思っております。

詳細につきましては、資料の「新旧対照表」でご説明いたしますので 3 ページをご覧ください。まず、現行条例第 2 条では、奨励措置の対象となる企業の業種というものが「農村地域工業等導入促進法」それから「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律施行令」という上位法に準拠して定められておりましたけれども、「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律施行令」が廃止されていることから、本条例の業種に係る法令部分を削除いたしまして、第 3 条で「規則で定める業種」というふうに規定をさせていただきました。そして施行規則において日本標準産業分類に基づき定めるといふふうにするものでありまして、対象業種は今までの改正前と変わりはありません。そう

いったことで整理をさせていただくということでもあります。

また、第2条第8号の償却資産の定義のかっこ書きになっている部分でございますが、現在は「機械及び装置、車両、運搬具」というふうに限定をされている表記になっておりますけれども、実際には煙突でありますとか看板等の「構築物」、あるいは測定工具、検査工具、電気・ガス機器、あるいは電話・通信設備を例とする「工具・器具及び備品」等の償却資産につきましても、事業の用に供されるということが多いことから、その「機械及び装置並びに車両及び運搬具をいう」という部分を削除させていただきます。

さらに、第3条の指定の基準となる投下固定資産の総額につきましても、県内各自治体の基準を調査・比較してみたところ、新設につきましては20市中、下から7番目、移設・増設については下から3番目というような形で低い基準でありましたので、資本投資についても他市並みの基準にすべく調査したのですが、新設の場合5,000万円というのが7市ありました。移設・増設3,000万円というのが9市ございまして、この辺が一番多い基準であったということですから、それぞれ新設を「3,000万円」から「5,000万円」に、移設・増設を「2,000万円」から「3,000万円」にということで、ある程度県内の平均的な水準にまで基準を引き上げさせていただくということでございます。

なお、具体的な企業優遇措置につきましては先ほど申し上げましたように、施行規則で定められておりますけれども、今回の条例改正に伴いまして優遇措置も改善をしたいというふうに考えております。5ページの資料をご覧ください。これは規則のほうに改定という部分で出てくるものでございますが、固定資産税につきましては3年間半額を免除としていたものを、3年間全額免除ということにさせていただきます。雇用促進の奨励金、これにつきましても、1人につき10万円を3か年に分けて交付しておりましたけれども、これを1人につき30万円ということにさせていただきます、限度額も3,000万円にアップするというようにさせていただきます。さらに用地取得の奨励金制度ですが、これも新たに設けまして、2億円を限度として用地取得費の20%以内の金額を交付するように規則の改正をすることとしております。

戻って1ページをご覧ください。附則としまして、この条例につきましては、平成26年1月1日から施行するものであります。

以上、説明のほうを終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 企業誘致ということで進んできたという感がありますけれども、施行のほう来年の1月1日からということではありますが、指定の業種という部分についてです。新設、既設ということではありますが、市内の元気のある企業が当然視野に入っているわけです。問題は、こういうようなことをやりますとは言っても、企業にどうやって周知をしていくかという部分であります。市外企業であれば宣伝力がありますけれども、そういう部分についてはどのようにお考えなのかお伺いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 周知の部分ということでございますが、これは現在相談に来られている、あるいは実際に増設、移設している企業がございます。そういったところにつきましては、1月1日からということで適用にさせていただくということでございます。

それから周知の部分については、当然ホームページあるいは関係業界団体、こちらのほうにまたこの改正について周知をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 市のホームページでありますけれども、検索数がどのくらいかというのは今はちょっとわかりませんが、ホームページの1ページ目に企業立地についての優遇策が出ましたというような部分は、非常に大きな部分であります。実際この部分を検索するのに、あちこちいかないとだめだというのがありましたので、その辺のところを大いに見やすい、わかりやすいという形でやっていただきたい。質問を終わります。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 その部分、工夫をさせていただきたいというふうに思っております。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 企業誘致に関してですけれども、先ほど金額を他の地域と比較してみて、それに南魚沼市も倣うというところだと思っております。5ページの優遇措置に関しては、非常に優遇しているということはわかりますし、企業から見たら魅力的な話なのだと思います。けれども、前段の現行の3ページの部分ですけれども、3,000万円から5,000万円に私はハードルを上げているように感じるのです。実際この3,000万円から5,000万円に金額を上げることで、さらなる推進が見込めるのかどうか、そこをお伺いしたいのですけれども。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 確かにハードルは上がるといいますか、投資額の限度を上げるわけですから、そういう見方も一方ではできると思います。今、先ほども県内各自治体の数ということでお話をさせていただきましたけれども、大体大都市については、もっと2億円とか1億円とかそういうところがあるのですが、一般平均的にやるところは、例えば新設であれば5,000万円ということで、それだけしっかりした投資をしていただくという部分で基準が決まっている。あるいは大体新設の場合に、増設したり何かするだけでも結構投資額がありますし、市内の場合でも今まで新設というのはなかなかなかったのですが、例えば1億円とか2億円、3億円とかそういったところで、いわゆる新設だけでなくて増設であってもその程度の金額になっているものですから、この辺は市としても優遇措置をしてあげる以上はしっかりした投資をしていただきたいということでございます。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 これは市長に伺いたいのですが、これはメディカルタウン構想を念頭に置いた改正かと思っていたわけでありまして。今の部長の説明によれば、優遇措置のこの下段のほうは別にしまして、県内の3番、あるいは7番目ぐらいの位置にある額だというふうに聞

きました。メディカルタウンとなれば、これをはるかに上回る優遇であるとか、誘導の措置が私は必要だと思っております。全国単位の競争になるわけですから。この改正案について、市長は満足というふうに考えておられますか。

○議 長 市長。

○市 長 この企業立地促進条例がメディカルタウンを第一義の念頭に置いているかという、そうではありません。一般的な部分であります。メディカルタウンにつきましても、これとは別個にこれから県と協議しなければなりませんけれども、できれば特区とかそういう部分も少しは検討していかなければならない。今、静岡ではどこの市だったですか、医療特区みたいにしまして大変な効果をあげている。それは県が特区申請をしているわけありますので、今担当のほうにも、そういう情報を私もいただきましたので、県とすぐ協議に入ってくださいということで連絡をしているところであります。

この投資時の支援というよりは、もっとそこに投資しやすい環境をつくりなさいというのが、大体今きちんとした企業の方向でありますので、そういう方向も目指す。もちろん、これはメディカルタウン構想にも該当するわけですけれども、メディカルタウンを第一義的な念頭に置いたものではないということをご理解をいただきたいと思えます。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 おっしゃるとおりでして、本当にこれはしっかりした中での誘導策を早めに打ち出してほしい、それだけは要望しておきます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1番議員にも関連しますけれども、私は後段と前段の意味合いが逆行していると思うのです。足切りをして、要するにハードルを上げて、そして優遇を上げているのです。その理由が今何て言ったかといいますと、しっかりした投資ができる人と。私は投下の額によってしっかりしているか、していないかというものを決めるようなふうにとられても仕方がないと思いますが、その辺についてどうお考えですか。

○議 長 市長。

○市 長 今、担当部長が説明しましたように、昨今の投資額というのは、とても2,000万円や3,000万円では、特に新設の場合なんて全くもうそういうところはありません。それから、増設にしても1,000万円、2,000円で済むという部分は、ほとんどもう実例としてなくなってきているわけです。しかも、1億円とか2億円とかという部分が相当多いわけですので、これを少しばかり上げたから投資意欲が鈍るなんていうことは、全く今の世情としてない、そういう判断であります。しかも、5,000万円とかある程度の額をきちんとやっていたかということでない、我々も相当な税金をそこに投入するわけですので、やってみたらだめだったという話はなかなか通用しないわけです。その辺はご理解いただきたいと思っております。足切りという意味ではございません。現実合っていないということをご理解いただきたいと思えます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 先ほどの説明の中で 5,000 万円が 7 市、3,000 万円が 9 市ということまで説明しているわけでありますので、この条項は別に上げる必要はないと思うのです。上げたからといってどういう問題でもないとは思っています。これはちょっと説明がきちんとしていません。例えば、今こういった優遇措置で業者の誘致をし、そしてある電気関係の会社が来た、おいそれと何十億円という優遇措置をして、そして操業してもらった。ところが今はそういった何十億円であろうが、100 億円であろうが投資できる会社であったとしても、現在の状況というのは一夜とは申しませんが、数年のうちに変わる。あるいは 1 つのレートでもうがたっと変わってしまうと、こういった時代ですよ。そういった中で、優遇措置をすれば、あるいは足切りをして大企業なりそういった企業を誘致すれば、税金を使って優遇してもいいのだというようになってしまうのです。そうすると、破綻した時には市は大変な問題が起きるということを、私は念頭に入れているかどうかお聞きしたいわけです。どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 当然、議員がおっしゃることは、それらを見ながら、三重県の亀山みたいなことがあるわけですから、そういうことにならないように。そして、雇用人数の雇用者に対しての補助金は上げているわけです。投資額は上げていますけれども、雇用者に対してのいわゆる補助金は上げているわけですから。そして、私たちは前からもうずっと言っておりますように、何百人、何千人なんていう大規模な工場誘致をするつもりは全くございません。付加価値のついた研究施設とか、そういう部分をきちんとやっていきたい、そういう思いです。

ただ、市内には業績が好調で増設したいとか、そういう方はいらっしゃいますからそれは当然ですけれども、それとても今言ったように、1,000 万円で済ませるなんていうところはほとんどないわけであります。しからば、そういう部分はどうか、それは産業育成資金であろうが何であろうが、いろいろの優遇制度が適用される分は全部適用させていただきますので、全く足切りだなんていうひねた考え方でなくて、すばらしい考え方だというふうにご理解いただければ大変ありがたいと思います。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ここへ 10 年間とか、あるいは雇用人数とかそういった形があるようですがそれらと、優遇したこちらとしては投資ですがその効果はどの程度で、その年限でできる根拠というか、その辺の試算というのはどの程度やられているのかひとつお聞きします。従業員の所得税とか、あるいはその 3 年後の固定資産税だとか、そういったところだと思うのですが、それでも、やはり何らかの根拠があってこの額が決まっているというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 いわゆるその根拠、そういう投資額に見合う何らかの根拠があるのかということに関しては、具体的な数値的なものはございません。要は、他自治体との競争

ということで、とにかく土俵に上がらないことには勝負にならないというような観点から、他の自治体との比較の中で決めさせていただいております。以上です。

○議 長 副市長。

○副市長 今の効果の部分であります、特定の企業の名前というわけにはいきませんが、例えば1社ありますと、2年ぐらいの間に二十数人増えているというデータを私は今手元に持っております。あるいは税にしましても、1,000万円もその時より増えているという実態がございますので、十分効果が出ているものだというふうに思っております。

それからもう1つは固定資産税の場合もそうですが、3年間は免除して、議員がおっしゃるように4年目にだめになればそれはもちろんあれですが、当然企業ですので継続性を持っているわけでありまして、4年目から100%税金がいただけるということでありまして。先ほど産業振興部長が申しあげましたように、効果はあるというふうに私は考えております。以上でございます。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 関連で、ちょっと飛躍し過ぎるかもしれないのですが、企業誘致というようなことで伺ってみたいと思います。大和八色地区の地価高騰をどのように捉えられているか、メディカルタウンで障害とならないか、その辺を執行部としてどのように今考えられているか伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市長 今現在、県が看護師寮の用地の買収とか、いろいろやっておりますけれども、特に目立って高過ぎて困るという部分は、余り今のところは出ていないというふうに――今のところですよ、我々はまだわかりませんから。ただ、昔、バイパスとかで買収をしていただいた部分については、大いなる弊害が出ているところでありまして。今もって、変なところでも坪4万5,000円から5万円とか、そういう事例が昔あったわけですが、それをわかっている方は要求されるという部分はありますが、今現在では特にそのことは目立ってはいないと思っております。

ただ、まだ買収に我々が実際にどんどんと入っている部分ではございません。六日町新市立病院については買収をもう大体完了いたしましたけれども、これらについても適正な価格だろうというふうに今のところは認識しております。そうならないように我々もちょっと気をつけなければならないという部分はもっているものだと思います。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 先日、ある会がありまして、実はここにこういうものを計画して、その地主さんと話をしたのです。これをまたここで言うてしまうと逆にあおるような気もするので、余り言いたくはないのですが、実は倍以上になっている、とんでもないということで手を引いたという話も聞きました。そうしますと、新幹線の浦佐駅ができて、直後のその状況の再燃になってしまうのではないかと懸念があるので、それはメディカルタウン構想に絡めて、ぜひ早いうちに手を打っていただきたい。そうすべきで、またあちこち値段が高

くて空き地になっているとか、またあそこで有効に使うべき土地があるのにと、そういう思いが残らないようにぜひ進めていただきたい。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 92号議案に対しまして、私はくみ取る部分もありますけれども、先ほどの質疑でもしましたが、1点なぜこれをしたのかという明快な答弁がいただけませんでした。足切りの部分であります。投資は1,000万円や2,000万円では、そう簡単にできるものではないといういい方を市長はしますけれども、今、例えば中小企業の方々を考えますと、長年不況が続いてきたわけでありまして、そうした中で若干の見通しを持って投資、あるいは再投資をしようかというそういった時に、この足切りがあるがためにこの制度を利用できない。あるいは、工場進出しようとしている土地の取得等についての優遇も、なかなか受けられないということが起きやしまいかというふうに私は理解しました。そういう点からしまして、私はこの第3条の改定について承服することができません。

もう1点懸念を申し上げますと、そういった優遇を目当てに進出した企業に最悪の事態が起きた場合は、先ほど申し上げましたけれども、市としての優遇はしたけれども、その見返りがなかなかできないという、先ほど亀山の話もありましたけれども、そういった事態も考慮した中で、本当にきちんとした目線で企業の選択をしていかなければならない時代かなというふうに思っております。食い逃げにならないような、そういった執行がこの後、必要ではないかというふうに思って、一言つけ加えます。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。26番・若井達男君。

○若井達男君 休憩時間がくるかと思って待っていたのですが、なかなかこないものでじっとしていらなくなりまして、第92号議案に賛成の立場で私は討論に参加いたします。今ほど前者の方のお話ありがとうございました。しかし、この数字的なものは何ら私は狂いが無い、きちんとした数字である。今、企業進出、もしくは個人投資であっても、あすを見ない投資をする人はいないのです。かなり、10年もしくは20年先を見たシミュレーションをやった中で、これは出てくるのです。そのとき、場合によれば5,000万円なんてものではない1億円ぐらいの投資からだっていいではないか。それについてはそれだけのひとつ優遇措置、軽減措置そういったものが必要なのだと。今の企業はそれぐらいの気概を持っていないと出てはこられないのです。

そして、ではこれがなければどうする、このままでいいか。これは市長の答弁にもありましたように、他のやはり優遇措置、税制、軽減措置、こういったものとリンクしていかなくてはいけない。何ら問題はない。私の言わせると、もう少し金額的には1億円ぐらいで、そしてそれについてをやった企業、個人であってもそれなりの見返り、投資をやっていく。出

てきて3年たった、固定資産税があすから始まります、やめた、そんな企業はきませんよ。そんなことで私はこの第92号議案には何ら問題のない、そういうことで賛成をいたします。大勢の皆さんの参同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 採決いたします。第92号議案 南魚沼市企業立地促進条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第92号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は11時30分といたします。

〔午前11時13分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午前11時30分〕

○議 長 日程第14、第93号議案 平成25年度南魚沼市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第93号議案につきまして、提案理由を申し上げます。今回の補正の主な内容といたしましては、歳入では事業費の調整によりまして、新潟県市町村合併特別県交付金2,710万円を、それから農地集積協力金の財源として、個別所得補償経営安定推進事業県補助金6,000万円、これを追加計上するものであります。また、湯沢町が交付税交付団体になったこと等によりまして受託事業費の再計算によりまして、2,913万円を減額計上するものであります。

歳出では、一般職員の人事異動等によりまして月例給及び共済費の精査によりまして、職員費を7,560万円減額計上、人・農地プランに係る農地集積協力金の前期の実績が大幅に増加したなどから予算の不足が見込まれるために、前期の実績をもとに5,780万円を追加計上するものであります。

公債費につきましては、主に前年度許可債分の借入額及び借入利率の改定等によりまして、公債費利子を6,160万円減額計上するものであります。継続費につきましては、新市立病院整備事業におきまして、資材費と労務費の高騰及び医療機器等の移設後の調整のため、総額の変更、年度の追加、年度割の変更をお願いするものでありますし、大原運動公園整備事業では、公園内道路の一部舗装打ちかえを追加することによって、総額及び年割額の変更を補正計上したいものであります。

これによりまして、歳入歳出予算総額それぞれ1億5,015万円を追加し、歳入歳出予算総

額を 323 億 4,292 万 5,000 円としたいものであります。詳細につきまして総務部長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは第 93 号議案につきましてご説明申し上げます。議案の 12、13 ページをお開きいただきたいと思えます。2 歳入につきまして 12 ページからの事項別明細書でご説明をさせていただきます。

まず、13 款 1 項 1 目の民生費国庫負担金でございます。1 節の社会福祉費で、説明欄の障がい者自立支援給付費国庫負担金、介護給付費、補装具給付費の対象給付費増の 2 分の 1 相当額で 1,277 万円、障がい者医療費国庫負担金につきましても対象の医療費増の 2 分の 1 相当額で 59 万円ほど、2 節児童福祉費では、私立保育園の保育委託、それから管外の保育委託分の対象事業費増に係ります保育所運営費負担金、2 分の 1 相当額で、494 万円余りの補正でございます。

続きまして 3 目、災害復旧費国庫負担金では、先般 9 月の台風 18 号に伴う豪雨災害による被災箇所、石打・湯沢境の「関山湯沢線」でございますが、復旧工事費増分の 3 分の 2 相当額で、1,466 万円余りの追加でございます。

2 段目の表、13 款 2 項 1 目 民生費国庫補助金では、1 節社会福祉費で、説明欄の地域生活支援事業等国庫補助金の内示額増など 224 万円余り、2 節の児童福祉費では、私立保育園保育委託分の増によりまして、次世代育成支援対策交付金 147 万円の受け入れでございます。

その下、14 款 1 項 1 目、民生費県負担金でございます。先に民生費の国庫負担金で申し上げました障がい者自立支援給付費、医療費及び保育所運営費に係ります県負担分でございます。4 分の 1 相当額、それぞれ記載の額の計上でございます。

一番下の表になります、14 款 2 項 1 目総務費県補助金でございます。市長の提案理由にもございました合併関係市町村の市町村建設計画事業の円滑な推進のための財政支援でございます。新潟県の市町村合併特別県交付金の対象事業の追加、調整などによる追加分の受け入れでございます。

2 目、民生費県補助金では、1 節社会福祉費で重度心身障害者医療費助成事業の対象事業費増の 2 分の 1 相当額、民生費国庫補助金で申し上げました地域生活支援事業に係る県補助分 108 万円でございますが、追加でございます。

2 節の児童福祉費では、延長保育、病児・病後児保育等に係ります特別保育事業などの公設民営、それから私立保育園保育委託分に係る事業が確定見込みとなりましたので、県補助金の増減をさせていただきます。計で減額 865 万円ほどの補正でございます。

3 目、労働費県補助金でございますが、道の駅の冬季誘客に係ります「道の駅スノーアクティビティ事業」など、緊急雇用に係る基金事業の増によりまして 340 万円余りの追加でございます。

めくっていただきまして 14、15 ページでございます。県補助金 5 目農林水産業県補助金でございます。1 節農業費、説明欄「中山間地」は、災害復旧に係る対象面積増、それから「戸

別所得補償経営安定推進事業補助金」では、市長が所信表明で申し上げたところの農地集積協力金の財源となるものでございまして、6,000万円ほどの追加計上でございます。

2節の林業費は、林道2路線の修繕工事の増工に伴う補助金追加でございます。3節農林災害は、農地災害関連区画整備事業「吉里地区」の対象事業費が増となっております。1,138万円ほど追加させていただくものでございます。

次の表になります3項委託金でございますが、総務費委託金は、現在調査を実施しております住生活総合調査に係る委託金の受け入れでございます。5目土木費の委託金は、県営住宅、学校町住宅の設備修繕に係る交付金の受け入れでございます。

次に第16款第1項寄附金でございます。1目一般寄附金の部分では、六日町ガス株式会社様をはじめ、説明欄に記載の方々から39万円、並びに2節のふるさと納税では、記載のとおり頂戴したものでございまして、ありがたく受納させていただきました。

2目の指定寄附金では、六日町高等学校のPTA様から教育奨励金に、株式会社プリンス様からは、南魚沼の美味しい湧水売上1本1円ということで8万6,000本分を自然環境の保全へということでご寄附をいただいたものでございます。

めくっていただきます、16、17ページをお願いいたします。17款2項3目国際交流及び文化スポーツ基金繰入金でございます。事業費確定減、これは石川県小松市へ全国子ども歌舞伎大会への派遣事業がございましたが、事業費が確定いたしまして繰戻し分でございます。

次の表、19款4項7目広域行政受託事業収入は、これも市長の提案理由にございました湯沢町さんとの受託事業に係る収入の受け入れの部分でございますが、湯沢町さんが交付税交付団体——交付税が交付される団体になったということによりまして、施設建設に係る公債費分等、交付税算入分についての協議を行いまして、説明欄に記載の業務に係る前年度分を再精算するものでございます。

次に19款5項3目 雑入でございます。1節の総務雑入では、市が敷設しております光ファイバーが、道路改良工事等に伴いまして移転する部分の補償の受け入れでございます。民生雑入は、肺炎球菌ワクチンの接種増に係る補助金270万円の追加でございます。3節の農林水産業雑入は、県営事業協力金の事業確定見込みによる追加の計上でございます。

一番下は20款1項市債でございます。1目合併特例債では、魚沼荘の改築に係ります対象事業費確定見込みによる減額補正でございます。3目農業債は、県営土地改良事業費増による追加1,360万円ほどの計上でございます。4目土木債は林道2路線、地すべり対策事業でございますが、それに対応する自然災害防止事業債の追加でございます。5目災害復旧事業債では、先にも申し上げました災害関連区画整備事業災害復旧分の事業費減によりまして70万円ほどの減額、公共土木施設災害復旧事業債では現年災分の事業費増によりまして追加850万円の計上でございます。以上が歳入の補正でございます。

めくっていただきまして18ページ、19ページをご覧いただきたいと思っております。歳出のほうの事項別明細書でございます。2款総務費1項1目一般管理費では、説明欄の上段の丸、職員費で、市長の提案理由にもありましたが、来年1月の定期昇給、育児休業の取得状況な

どを精査いたしまして、現在の職員給与の実態にあわせて月例給及び、それに連動する共済費につきまして7,560万円の補正を計上させていただくものでございます。次の2つの丸、行政区事業費、防犯対策事業費につきましては、事業の確定見込みによる追加の計上でございます。

次に3目電算対策事業費では、上2つの丸、電算情報管理の一般経費、内部情報システム事業費につきましては、新図書館関係などの追加等、確定見込みによる過不足の計上でございます。最下段の丸、高速インターネット運営事業費でございますが、歳入のところでも申し上げました光ファイバーの支障移転に係るものでございます。本年度は道路改良工事に加えまして、共架利用しているところの電力柱・電話柱が老朽化によりまして建てかえが大変多くなっております。昨年度は13件でございましたが、ことしは78件というふうに変化増えまして、支障移転の委託料も、前年度決算の1,259万円から大幅に増となっているところでございます。

4目車両集中管理費でございますが、説明欄の丸の一般経費では公用車の修繕、それから運行経費では買いかえ等、購入いたします公用車の台数、車種の確定見込みによりまして修繕料、それから自賠責保険料等を追加させていただくものでございます。

6目財産管理費、説明欄の丸、庁舎管理費でございます。本庁舎構内の舗装、それから消火栓のポンプ、塩沢庁舎の水銀灯、大和庁舎の消雪設備等の修繕料、それから電気料金値上げに伴います不足見込み分等の計上でございます。その下の丸、庁舎整備事業費は、塩沢庁舎の電話交換機更新工事を行っておりますが、増工分の計上でございます。

8目の地域開発センター及び公会堂費は、大巻、五十沢地域センターの非常灯修繕、それから電気料の不足見込み分、公会堂は「まほろば」の暖房器具更新費の計上でございます。

めくっていただきまして20、21ページをお願いいたします。2段目の第2款第3項1目戸籍住民基本台帳費は、年度末の窓口繁忙期における臨時職員賃金の計上でございます。その下、5項1目統計調査総務費でございますが、歳入で申し上げました住生活総合調査の調査員16名分でございますが、報償費の計上でございます。

その下、3款民生費に入らせていただきます。1項2目心身障がい福祉費では、説明欄の丸、心身障がい福祉一般経費で前年度、平成24年度でございます、障がい者自立支援給付費国県補助金等の精算に係る返還金の計上、次の丸、自立支援事業費、及びその次の丸、地域生活支援事業費につきましては、歳入のところ国県負担金・補助金で追加を申し上げたところでございます、これまでの実績を踏まえた、今後の支給見込みによりまして、記載の経費について増額計上をさせていただくものでございます。

めくっていただきまして22、23ページをお願いいたします。1目心身障がい福祉費の続きでございます。説明欄記載のいずれの項目につきましても、先ほど申し上げましたように、確定見込み等の増額補正でございます。次に3目老人福祉費であります。歳入でも申し上げました肺炎球菌ワクチンの予防接種人数の増見込みに伴って予防接種委託料を270万円計上するものでございます。その下、8目老人ホーム魚沼荘管理運営費でございます。これか

ら建築いたします新魚沼荘が、既設の建物とほぼ同位置に建設する計画となっております。そういったしますと来年度第一期工事、食堂、事務室、入浴施設でございますが、それらの円滑な施工、それから供用のためには、開発行為関係の市道改良工事、それから既存の浄化槽及び地下オイルタンクの撤去が必要となりますことから、土地購入費をそれぞれの工事費に組みかえるものでございます。

次に3款民生費2項児童福祉費でございます。3目児童福祉施設費では、説明欄の丸、常設保育園管理運営費は、塩沢地区におけます保育園の整備検討委員会の立ち上げに伴う委員10人分でございますが報償費、それから下長崎保育園のボイラー入れかえの修繕料の計上でございます。次の丸、常設保育園保育費は、障がいのある児童等に係ります加配といいますが、非常勤職員賃金、それから産休等の代替職員の賃金、それから管外保育委託料の確定見込みによります過不足の計上でございます。計では2,510万円ほどを計上させていただいております。その下の2つの丸、公設民営保育園委託、私立保育園委託につきましては、次の24、25ページにもわたって記載があるところでございます。それぞれの保育園等の保育児童数でございますが、事業の確定見込みによる、過不足を計上させていただいております。

24、25ページをご覧いただきたいと思います。2段目の表、4款衛生費1項保健衛生費でございます。3目予防費では、説明欄の結核予防委託事業でございます。これは胸部レントゲン検査の委託でございます。受診者数の確定見込み増によります追加計上でございます。

4目医療対策費では、説明欄の丸、病院事業対策費1,439万円ほど計上させていただいておりますが、城内診療所の常勤医師が1名となりまして、診療収入が減となっております。それを補填する意味での繰出金の追加でございます。次の丸、新市立病院整備事業は、現在の進捗状況から建築確認、それから下水道の受益者負担金に係ります組みかえの補正を計上させていただいているところでございます。

次の表3項清掃費、1目清掃総務費でございます。説明欄の個別浄化槽事業対策費1,059万円ほど追加を計上させていただきますが、これは京岡新田地内での悪臭対策事業費等が増となっておりますことに伴う繰出金でございます。3目し尿塵芥処理施設費は、歳入、広域行政受託事業収入で申し上げました、湯沢町さんとの再精算によります収入減に伴いまして、財源内訳を変えさせていただくものでございます。

最下段の表、5款1項労働諸費でございます。これも次のページにわたっておりますが、1目雇用創出事業費では、緊急雇用の特別基金事業、地域医療連携支援事業の確定見込みによる共済費、臨時賃金の増、商工業振興業務委託の減、及び歳入で申し上げました道の駅スノーアクティビティ事業等の追加によりまして、観光誘客業務委託料の増額をお願いするものでございます。

26、27ページをご覧いただきたいと思います。中段ほどの表、6款1項2目農業振興費では、市長の所信表明、それから提案理由でも申し上げました「農地集積協力金」等の追加計上でございます。

4目農地費、説明欄の丸の土地改良事業費1,533万円でございますが、新潟・福島豪雨に

よりまして被災しました農地災害関連区画整備事業、県施工委託料の追加でございます。歳入でも申し上げました吉里地区の事業増に係る補正でございます。次の丸、県営事業負担金は、説明欄記載の各種の県営事業の確定見込みによる補正計上でございます。一番下のほうの経営体育成整備事業は 1,320 万円と多くとなっておりますが、これは蕨神北部の区画整理事業でございます、事業が大変よく進捗していますことによる事業費増の計上でございます。次の丸、農業集落排水事業対策費は、今年度の補助対象事業の内示減等、確定見込みによりまして、繰出金を 585 万円ほど減額するものでございます。

5 目揚水設備管理費は、六日町西山地区の揚水設備に係る電気料金の不足見込み分を計上をお願いするものでございます。

一番下、6 款 2 項 2 目は林道事業費でございます。これも 9 月の台風 18 号に伴う豪雨によりまして、林道 2 路線の修繕工事が増工となりました。その増工となった分の計上追加をお願いするものでございます。

28、29 ページをお願いいたします。7 款 1 項商工費でございます。1 目の商工振興費では、来年が合併 10 周年記念となりますことから、しおぞわ雪譜まつりも 30 回記念ということでございます。それを合併 10 周年の記念事業として実施するに際しての宣伝費等のグレードアップ分の計上をお願いするものでございます。

2 目観光振興費は、道の駅の施設維持管理費の確定見込による補正でございます、燃料費は灯油代でございます。そのほか電気料などの不足見込み分需用費を計上させていただくものでございます。

次に 8 款 2 項道路橋りょう費でございます。1 目は説明欄記載のと通りの負担金確定減でございます。2 目道路橋りょう維持管理費では、今後の市道の補修委託、それから修繕工事等の確定見込み不足分が出る見込みとなっておりますので、委託料を 265 万円、工事請負費で 625 万円の追加をお願いするものでございます。道路橋りょう除雪事業費では、除雪機械等に係ります修繕料、委託料の増減の計上でございます。今後の見込みに伴う増減の計上でございます。

次に 4 項都市計画費でございます。2 目都市計画事業費、説明欄の丸、流雪溝事業費は駅西地区の流雪溝整備計画に伴うものでございます。十二沢川からの取水、反復利用を計画しようとしているわけですが、それに際しましても水利権の取得の協議資料作成、それから新たに建設するポンプ場の基本設計の委託料で 500 万円の計上をお願いするものでございます。その下の丸、公共下水道事業対策費は、農集の時と同じでございます、補助対象事業が国の内示で要望の 80%程度にとどまったことによりまして、事業費の減が見込まれておりまして繰出金も 3,505 万円ほど減額するものでございます。

3 目都市計画施設費は、六日町駅の地下通路の排水ポンプの入れかえ、東口のロータリーの消雪施設の修繕でございます。

めくっていただきます。30、31 ページでございます。4 項の都市計画費の続きでございます。4 目公園費は、大和病院裏手の「健康の杜公園」という河川公園がございます。ここに

枯れた樹木がございまして伐採委託費の計上でございます。5項住宅費、1目住環境整備事業費では、赤石団地、県営上町、学校町団地のガス給湯器等の修繕料を計上させていただくものでございます。

次に9款1項消防費でございます。1目常備消防費は、湯沢町さんとの広域行政受託事業に係る再精算による財源内訳の補正でございます。

2目防災費でございます。説明欄の丸、一般経費では、このたび国の補正予算で実施しましたJアラート、全国瞬時警報システムがございまして、その自動起動の運用開始に伴いますインターネット経費の計上でございます。次の丸、防災対策事業は、後山地区に消火栓でございますが、消防の設置するものと違う消火栓を設置しているところでございます。工事費がこのたび確定いたしまして減額するものでございます。

最下段になりますが、10款の教育費でございます。1項1目教育委員会費では、歳入でも申し上げましたが、国際交流文化スポーツ基金事業での「全国子ども歌舞伎フェスティバル」への派遣の確定減額でございます。その下の丸、教育奨学金事業費は、六日町高等学校PTAさまからのご寄附について、基金に繰り出すものでございます。

めくっていただきます。32、33ページをお願いいたします。10款2項小学校費、1目小学校教育運営費であります。説明欄の丸、小学校管理一般経費では、市内各小学校の修繕料、電気料等の不足見込み分、及び五十沢小学校の件でございまして、来年度に特別支援学級が増となる見込みとなっております、それに対応いたします改修工事費、計で835万円ほどの追加計上でございます。次の丸、小学校教育振興費の運搬費、教材備品は、大崎小学校のピアノが老朽化ですっかり使えなくなってしまうということで、グランドピアノの購入に係るものでございます。その下の一般備品は、五十沢小の特別支援学級増に対応した用品でございます。

次に3項中学校費、1目中学校教育運営費、説明欄の一般経費では、六日町地区3中学校の統合に係る準備委員会委員3地区各10名を予定しておりますが、報償費、費用弁償を計上するほかに、修繕料、電気料といったものの不足見込み分、それから大巻中学校で借り上げ土地がございまして、国土調査によりまして面積が増となりました。それに係る分の土地借上料の計上でございます。2目中学校整備費は、六日町3地区の統合中学校の基本設計業務委託料を計上させていただくものでございます。コンペ方式を予定しているところでございます。

次に4項特別支援学校費、1目特別支援学校運営費では、説明欄の管理一般経費の確定見込によりまして、記載の経費の不足見込み分をお願いするものでございます。めくっていただいて、34、35ページをお願いいたします。特別支援学校の続きでございます。来年度の児童生徒の増が見込まれておりまして、小・中・高合わせて11名増が見込まれております。机、椅子等の一般用品をここで購入することで計上させていただくものでございます。

次に6項社会教育費でございます。2目公民館費でございます。さわらびの雨漏りの修繕料、3目図書館費では、説明欄に記載の光熱水費、委託料に係る確定見込による不足見込み

分の計上でございます。4目文化行政費では、説明欄の丸、文化行政一般経費、中学校、それから高校等の部活練習で市民会館の使用料負担分、これは2割でございますが、増えておりまして、確定見込増で計上させていただいているものでございます。説明欄次の丸、これは浦佐毘沙門堂裸押合大祭の映像記録作成業務委託に係るものでございまして、仕様を一部変更したことによりまして確定見込み増の計上でございます。その下の丸、郷土史編さん事業費は、六日町史の通史第2巻、それから資料編第1巻の発刊に係る印刷製本費、それから筆耕料などの追加、480万円ほどでございますがお願いするものでございます。

最下段の7項保健体育費でございますが、2目体育施設費で、歩くスキーフェスティバルコースに仮設橋がありますが、その撤去が土改のほうではまだいいということで、その委託費の減、学校給食費では、大和、六日町、塩沢各給食センターの設備等修繕料に係る不足見込み分をお願いするものでございます。

めくっていただきます、36、37ページをお願いいたします。11款の災害復旧費でございます。1項1目農林水産施設災害復旧費でございますが、大和郷の土地改良区の管理のため池2か所が、夏、6月、8月でございますが、落雷で被災いたしまして、それへの災害復旧補助金でございます。

次に、2項1目公共土木施設災害復旧費でございますが、9月の台風18号に伴う豪雨災害による被災箇所の精査に伴う工事費等の増額補正をお願いするものでございます。説明欄の丸、補助分では、歳入の補助金の部分で申し上げましたが、市道関山湯沢線の災害復旧におきまして、10月の臨時会で5,000万円ほど専決予算をいただいたところでございますが、それに工事費、用地費合わせて2,200万円ほどの追加をお願いするものでございます。その下の丸、単独分でございますが、道路災害復旧としまして、市道大沢君沢線、ほか2路線の土砂撤去、それから河川災害といたしましては、四十日川ほか、3か所の護岸復旧につきまして増工がございまして、250万円ほどお願いするものでございます。

次に、12款1項公債費でございます。1目元金の部分では、湯沢町さんとの再精算によります広域行政受託事業収入の減に伴う、財源内訳の補正でございます。利子の部分では、市長が提案理由で申し上げました、主に前年度許可分、これは大部分を5月に借り入れるわけでございますが、借入利率を当初は1.2%と見込んでおりましたが、実際の借り入れでは最高でも0.7%の利率で借り入れをすることができました。それに伴いまして、利子の償還費を6,165万円ほど減額するものでございます。以上が歳出の補正であります。

戻っていただきまして6ページをご覧くださいと思います。第2表、継続費の補正をお願いするものでございます。これも市長の提案理由にございましたが、表の上段、新市立病院整備事業費でございます。建設に係る資材費、労務費が上がっております。また、医療機器等を移設後には調整することの費用が必要となっているため、総額で3億円を追加させていただきまして36億円に、平成26年度年割額を4,583万円ほど追加させていただきまして26億185万円、新たに平成27年度を加えさせていただきまして、その年割額を2億5,416万円ほどとしたいものでございます。

下段の表、大原運動公園整備事業でございますが、これも市長の提案理由で申し上げたとおり、公園内のメイン道路となります既設道路の一部につきまして舗装打ちかえ工事の必要がでて、追加させていただくものでございます。総額を2,100万円追加の21億2,100万円に、平成26年度年割額を同額追加の5億300万円としたいものでございます。

次に7ページをお願いいたします。けさ、丸正でいただきました第3表になります、地方債の補正でございます。歳出でご説明申し上げました部分の財源手当としての市債の借り入れでございます。歳入20款、市債で申し上げましたが、合併特例債、土地改良事業債、自然災害防止事業債等につきまして表の記載のとおり補正させていただきまして、41億8,080万円の限度額合計を1,780万円増額の41億9,860万円としたいものでございます。

以上、議案第93号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は午後1時20分といたします。
〔午前12時08分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
〔午後1時20分〕

○議 長 質疑を行います。なお、質疑に当たってはページ数を示して行うようお願いいたします。15番・中沢一博君。

○中沢一博君 ちょっと3点だけお聞かせいただきたいと思います。最初の23ページの後期高齢者保健事業の予防接種委託料で、当初の予定よりも増えたということでもございましたけれども、今どのぐらいの実態になっているのかお聞かせいただきたいと思います。

それと次25ページの件です。これは市長にお伺いしたいと思いますが、城内診療所の件でございます。医療体制を整備するということは、財源の確保をしなければいけないという大事な部門でございます。詳細につきましてはあれですが、私が前に社会厚生委員会の際に、議場でも全体的にしましたけれども、診療収入が減っている中で、こういうふうに入り入れを再度やるわけでありまして、それで、やはり平成25年度中に市長としては方向性を出したいと、私は聞いてございます。一応首長としてもいつかは判断をしなければいけないというときが、もう平成25年度といたしますとあと3か月ちょっとになっております。詳細についてはいいのですが、その部分でいつ頃そういう判断をしようとしているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

次に最後の37ページの部分でございますけれども、利子償還金でございます。長期の金利でございますけれども、今、執行部のほうから1.2%を見込んでいたけれども、0.7%になったという部分でございます。実際に今、繰上償還という5%以上のものをかなりして我が市は大分少なくなったかと思っておりますけれども、現実には4%台というそういう金利が実際どのぐらいあるのだろうか。今の数字を聞いたときかなりの数字がまだ——これは私どもだけではできない部分ですけれども、現実にはどのぐらいあるのだろうかということをお聞かせいただければありがたいと思っております。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 城内診療所につきましては、既に私の考え方の中では整理ができています。わけでありましたが、26日に地域医療対策調査特別委員会がございますので、その席で概略を申し上げて皆さん方のご理解が得られれば、平成26年、平成27年とその方向で進んでいきたいと考えております。医療対策の委員会の方でちょっとご説明をまずは申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 後期高齢者の関係の肺炎球菌の予防接種ですけれども、10月末で1,795人となっております。それで、当初予算で1,950人分を予算措置いたしましたが、今回900人分、1人当たり3,000円という補正予算をお願いしたものです。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 長期債の4%台の借入れ部分でございますが、大変恐縮でございます。今ここに資料を持ち合わせておりませんので、後ほど確認の上お答えさせていただくというところでお願いしたいと思います。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 23ページの高齢者の部分でございますけれども、いっぱい増えてくるということは、私はいいいことだと思っています。やはり私が今感じるのは、前期高齢者という部分も今後は考えていかなければいけないのかなと、位置づけを感じております。やはり医療費をいかにして抑えるかということ考えたときには、この部分も今後考えていかなければいけないと思うのですけれども、そういう方向性を今、きょうすぐ出るものではないけれども、その部分もぜひお含みいただければと思っております。

そして次の、市長の今の26日でございますけれども、結構でございます。失礼いたしました。ちょっと市長にもう一度お聞きしたいのですけれども、その中で今までも療養病床の部分でどこからも今出てきておりません。その部分が今、市民はかなり心配している部分がございます。その件も26日のときにある程度の方向性が出るというふうにみなしてよろしいのでしょうか。お聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 療養病床につきましては、新しくなる大和病院、これを一般的に30から40床という整理の中で、療養病床も当然ですけれどもこの中に含めておりますし、新市立病院、こちらのほうも確か療養病床というのはちょっと入っていると思うのです。城内診療所は今、枠として25床ありまして、そして19床で運営していますが、そのうち4床が療養病床であります。これらは実態をきちんと把握しながら、療養病床がなければ困るという部分もそれは当然出てくるわけでありまして、総体の枠の中で、もう不足して困るということにならないようにはやっていかなければならないと思っております。ただ、各病院にまだ幾つ幾つという部分をそうきちんと私たちが定めているところではありませんけれども、大和病院についてはもう確か……。ちょっと室長のほうに答弁させます。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長　　今ほどの件でございますが、国の方針といたしまして療養病床が2種類あるわけでございます。1種類は医療型、もう1種類が介護型となっております。将来的にですが、新しい病院におきましても介護型の療養病床というのは、もう国が認めないということでございますので、いわゆる老健あるいは特養がいいのかどうかわかりませんが、そちらのほうにシフトをしていくということでございます。

医療型のほうでございますが、これにつきましては一般病床それから療養病床とあるわけですが、保険の申請をする場合にどちらでもいいわけでございますので、これは今後の詰めになるのかなと思っております。

それからもう1点でございますが、魚沼市では94床の療養病床を持つ計画にしております。そうしますと逆に私どもが今あるのが、魚沼市につきましては堀之内の50床、それからうちは大和の38床ほどを持っております。したがって、その規模をはるかに超えるのを1市で持つという計画が出ておりますので、そちらとの調整も出てくるのかなと思っております。したがって、最終的に決めるのは、病院開院のときにいわゆる健康保険法の申請の部分で決まってくるということでございます。以上でございます。

○議　　長　　市民生活部長。

○市民生活部長　　肺炎球菌予防ワクチンの拡大の件でございますけれども、国のほうとしましても拡大をしたいという考え方もあるようですが、まだ具体的な進みはないみたいです。それで、65歳以上ということになりますと、後期高齢者とは違いますが国保だけではありませんので、そうすると市の事業として行っていくということになります。やはり国の制度ができないと市のほうの負担も大きなものになりますので、その辺のところを注視していきたいと考えております。

○議　　長　　25番・樋口和人君。

○樋口和人君　　まず27ページですが、労働諸費のところの観光誘客業務委託料ということでございますけれども、どういった内容でどちらに委託をするのかを教えてくださいということです。

それから29ページですけれども、都市計画費の六日町駅の自由通路ということの関連でお聞かせを願うわけですが、この間たまたま六日町駅のところに行ったら、冬支度といいますか雪囲いだと思いますが、階段の斜めのところに網をかける作業を市の職員の方がやっていました。やはりふだんああいったところの作業に慣れていない方がやっていて、大変見えておっかないなとも思いましたし、安全帯ですとかそういった作業の手順についてもなかなかこれは慣れないのかなと思っております。けさほど臨時職員の方が脚立から転落という事象もあったわけですが、ふだん事務仕事をなさっている方が現場に出て仕事をなさるといようなときに、指導ですとか安全面についてどういった方向性でしているのか、ちょっとこの辺についてお聞かせを願いたいと思います。

○議　　長　　産業振興部長。

○産業振興部長　　観光誘客の件でございますが、これにつきましては市の観光協会、道

の駅のところの広場を利用したということで、市の観光協会に緊急雇用の事業としてお願いしようと思っております。昨年も一部やったのですが、冬場の遊ぶ場所がなかなかないということで、あそこのところでいろいろやらせてもらいましたけれども、非常に好評でありました。そんなことで道の駅広場のところを使って、いろいろ雪の滑り台みたいなものをつくったり、あそこのところで楽しんでいただくということで計画をしております。以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 都市計画のほうの作業につきましては、時間的、人的にやれるような内容であれば、とにかく自分たちでやろうということでさせていただいております。ただ、当然資格が必要なものと危険なものについては、すべきではないというのは重々自覚しております。できる範囲ということで、安全面につきましても最大限気をつけてというような中で作業をさせていただいております。以上です。

○議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 観光誘客につきましては、昨年やったのを引き続きということだそうですが、ぜひ、いいあんばいにしてもらえたいと思います。

都市計画課につきましては、多分これは建設部とかだけではなくて、庁内全部の皆さんがそうやってできることは何かという思いでしていただいているのだと思いますけれども、いずれにしても事故のないように。たまたま階段のところだと、斜めだったり、足場は非常に難しいものだと思います。そういった安全の経費につきましては、ぜひ絞るといってではなくて有効な形で使っていただければ、あるいは事故のないように使っていただければいいと思いますので、そういった方向で今後予算的な部分の配慮もお願いをしたいと思います。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 3点ちょっとお聞きをしたいと思います。まず6ページ、継続費の補正のところであります。新市立病院整備事業の中での継続費の補正ですけれども、材料高騰によりということで、どこの自治体も材料費が上がって大変苦慮しているというのは承知しております。こういう事態にもなるのだろうかという懸念もしていましたけれども、この事業だけではないわけで参考までにお聞きしたいのです。材料高騰によるものと、そしてまた医療機器の調整によるもので3億円ということです。ちょっと額が大きいので材料高騰による部分がどのくらい、調整による部分がどのくらいというところをお聞かせいただきたい。

平成27年に2億5,400万円になっていますけれども、新六日町病院の開院はちょっと早めになるのですが、そこら辺の時間的な流れの中で平成27年、これが全部材料費高騰によるものであればそれはそれでいいのでしょうかけれども、そこら辺の調整が平成27年度の中でいいのかということも含めて、この点を1点お聞きしたいと思います。

次が17ページですけれども、一番下に公共土木施設災害復旧事業債がありますが、これ

は現年債の追加ということで説明がありました。これも9月16日の台風18号の関連での災害復旧の追加なのかというところをちょっとお聞きしたい。

もう1点が23ページ、魚沼荘改築事業費ですけれども、土地購入費が1,900万円、2,000万円近く減額になっています。これは組みかえということになったそうですけれども、土地購入費、当初予算で6,300万円ぐらい予算化されています。そのうちの2,000万円ぐらいの減額というと相当大きい額ですけれども、予定していた用地を購入できたのか、それともいろいろ計画変更の中で用地が少なくすんだのか、そこら辺の詳細の部分をちょっとお知らせいただきたい。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 1点目の件でございます。この補正でございますが、3億円につきましては労務費の高騰が一番でございます。これがアベノミクスと言ったらよろしいのでしょうか、昨年1年間で約15%弱高騰しております。それに伴って材料費も多少は上がっております。ならしますと大体7%から10%上がっているところでございます。この分が3億円というふうになりました。額につきましては今、設計のほうで詳細にはじいておりますが、11月の中旬過ぎに概算で一度出していただきまして、このぐらいの額を設定させていただいたところでございます。

それからもう1点の説明でございます。1か年増えたということでございますが、これにつきましてはいわゆる工事の方法ですけれども、例えば6月1日あるいは10日で開院の日が決まってくるわけですが、その後——例えば昨年ゆきぐに大和病院でMR Iを購入いたしました。これはもうこちらに移設をするという前提で購入をしてございます——MR Iを移設するのに開院後になるわけでございます。移設の方法でございますが、MR Iの部屋の外壁はもう張らないでおきます。搬入後にそこを工事で張って、プラス、電磁波でございますのでシールド工事を行うということでございます。そういう医療機器類の特殊性の工事がございますので、若干最終的になるまでには時間がかかるということでございます。

それから開院でございますが、ようかんを切ったように6月1日あるいは10日というのでぐるっと入れかわるというのはまず不可能であろうということでございます。これは今県とも移行の委員会といいますか検討会をつくって検討しておりますが、一月あるいは二月をかけて患者を動かしていくという作業になろうかと思っております。入院患者の安全を考えますと1日50人を動かすというのがもう上限でございます。全員というともう500人近い入院患者がいるわけでございますので、それを安全に事故なく動かすということになりますと、かなりの期間が必要ということだと考えています。以上でございます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 魚沼荘の用地の関係ですが、当初予算時は昨年度の土地鑑定評価に基づいて面積を掛けて計上したところでございます。時点修正の減と、一番大きかったのは借地部分の、借地については減額修正をして買わせていただいたということのそれが一番

大きな原因でございます。

○議 長 財政課長。

○財政課長 起債の公共土木施設災害復旧債 850 万円が現年分かということにつきましてですが、これは現年分でございます、補助債の関山湯沢線の復旧工事に 730 万円入ります。それから単独のほうで市道大沢君沢線、それから四十日川の護岸ということで 120 万円ということでございます。以上です。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 ありがとうございます。一番最初のところの継続費の関係だけちょっともう 1 回確認したいのですけれども、3 億円は今の話ですと労務費が一番大きくて材料費だということございました。最初の概要説明のときには、材料の高騰によるのと機器の調整というような説明もあったのですけれども、では機器の調整ということでなくてほとんど労務費と材料費という考え方でいいでしょうか。それだけ確認させていただきたい。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 機器の調整に係る工事ということで、それは期間の補正でございますので、1 年延びるといって形が医療機器部分の搬入・搬出の部分でございます。それから 3 億円につきましては額で、純粹といいますか高騰分ということでご認識いただければと思います。以上でございます。

○議 長 ここで先ほど 15 番・中沢議員に対し保留していた答弁について、財政課長から発言を求められておりますのでこれを許します。財政課長。

○財政課長 先ほど中沢議員さんからのご質問で、4%を超える起債の残高ということでしたが、平成 24 年度末で 13 億 9,600 万円で一般会計の残高の約 3.4%ということになります。以上でございます。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 点伺います。23 ページの魚沼荘改築事業についてです。以前も私申し上げていたと思うのですけれども、こういった土地購入費とかあるいは振りかえですか、そういった形が盛られてくるわけですが、総体な計画が、担当委員会はわかるのかもしれませんが、我々はそういったものが見えない。敷地がどれだけあって、今現在がどういう形でどういう設計がなされたのか、工事施工者あるいは設計者は誰でとか、そういうものを私は明らかにするべきではないか。聞きに行けば教えなくもないという話かもしれませんが、こうした予算上に出てきたときに、想像がつかないわけでありまして。これから設計変更等も出てくるわけでありましてけれども、設計変更というか基本計画の段階からやはり明らかにしていく。そして皆さんから周知してもらって、こういった施設ができるのだよということでアピールしていくべきだと思っております。考え方をひとつお聞きしておきます。これで 2 回目です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今、実施設計のほうを行っておりますので、それが確定しましたら、で

きるだけいろいろな場面で紹介していきたいと考えております。あらゆる事業を果たしておっしゃるように全部事細かに皆さんに流せるかという、なかなか難しいところもあるのかなと思っていますが、できるだけ情報というか決まったことについては、またお知らせしていきたいと思っています。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は確定でなくてもそのプロセスがやはり大事だと思うのです。ときには民間でもいろいろな考え方を持つ人がいるわけでありますので、コンペであろうが何であろうが、こういった形でコンペができましたよとえば、ああこれではなと言う専門家もいるかもわからない。やはり情報を出していくことによって、どういった財政の使い方をしているのだということがわかっていくと思うのです。そうした中で、今度市としてもまた知恵を持って、もうちょっとこうしたらいいかなということで、実施設計なり基本設計なりの段階で加味していくという問題も出てくるかと思うのです。そういう点をちょっと心がけたほうが——ただ、こういった形で予算の変更のときだけとか、ぼんと出てきてどうだどうだという話ではいかなものかなと思いました。確定したことだけを教えればいいというのではないと私は考えておりますので、ぜひよろしくお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 例えば魚沼荘についても、これは年度当初の予算で、図面までどうかは別ですけれども、何平米でどうだということは確かお示しをして、それで予算をいただいて、そして今組みかえということになってきているわけです。我々としますと、きちんとした部分が確定をしていないその中で、大体予算をつくるわけです。ですからそれ以上のものを今度いつか示せと言われると、何か臨時会でもしなければだめだとかとなってしまいます。議員がおっしゃる趣旨は理解できる部分もございますので、我々も隠すとか情報を伏せとくなんていう特定秘密には当たりませんので、全く心配ないわけであります。

極力情報を出しますけれども、なかなか全員の皆さん方にその都度詳細な資料をとということになると、ちょっとやはり手間等もかかりますし、周知にも時間がかかるということです。担当委員会には示さなければならぬと思っていますが、趣旨は十分理解いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 1点だけちょっと教えてください。市長の所信表明でもありました城内小学校でアスベストの関係とかです。それで、大型の石油ストーブを買われたということで対応している……（「リース」と叫ぶ者あり）リースですか、はい。それでその対応は完璧にできているのか。そしてリースですと、予算的にはこの補正には上がってこないということでもいいでしょうか。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 対応につきましては、先ほど4か所という説明をさせていただきましたが、4か所については全部煙突を塞ぎまして、そのかわりにファンヒーターを設置して

おるところです。全部で八十数台になるかと思うのですが、これを新潟県内中から集めまして、各学校に配置したところであります。これから一番の学校のほうでちょっと大変なものにつきましては、やはり2日に1回ぐらい灯油を全部くみ足さなければならないということで、そこら辺がちょっと大変ですが、校務員の皆さん、それから学校の先生方から頑張っていていただいておりますので、今のところはうまくスムーズにいつているということであります。

ただ、来年の3月までは全てその対応でまいりますので、まだちょっと大変な状況が続くということではありますが、やむを得ない現状となっております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

予算につきましては、予備費で対応していただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 予備費でということでした。子どもたちに本当にしっかりと対応していただきたい。

それで、予備費という言葉が今出て、ちょっと実はこれはいい悪いというのは全くもういいと思うのです。使ってもらっていいと思うのですけれども、ただリフォーム事業でも予備費を使いました。今回のストーブについても、多分大分高額になるのではないかなと思うわけでありまして、ここまでは予備費を使うのだよとか、そういったガイドラインというのがどこかにあるのでしょうか。ちょっとあればお教えいただきたいと思ひます。

○議 長 副市長。

○副 市 長 予備費につきましては、流用もそうですが、金額的に例えば5,000万円あって残りを使うときに1,000万円までが予備費の部分だというような決めというのはありません。これは緊急かつやむを得ないとき、あるいは予算が組めないといひますか議決をいただかなければならないのですが、そうできないときに、緊急的にやらせてもらうのがもともとの考え方でございます。300万円まではいいよ、300万円を超えたら補正だぞというようなことではなくて、私どもとすれば全部補正をさせていただいてという気持ちはありますが、万やむを得ないときにご理解いただきたいと思ひます。以上でございます。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 ありがとうございます。それで、災害のときもちょっと発言させていただきました。市長専決と予備費の充用という部分でちょっとバランスがわからないのです。議会とすればもう早い対応はぜひ望むところですが、ただ予算の執行ということになりますと、やはりこれは市民の人にわかりやすく説明する場面が出てくると思うので、ぜひその辺ちょっとありましたらお教えください。

○議 長 副市長。

○副 市 長 専決をするというのが1つありますし、これは予算ばかりではなくて、今はありませんが、例えば条例ですとかそのほかのいわゆる補償補填、その辺も専決する

ことはできます。予備費充用というのは、あくまで予算上での予備費のお金のやりとりでございまして、全部専決にもっていくという部分ばかりではない。当然予算については、流用、それから予備費という2本立てしか、お認めいただいた予算を増やすということではできませんので、補正を組んで専決をするというやり方も当然あるわけですが、先ほど言いましたように予備費の場合は、直ちに執行せねばならないという部分が、やはり一番多いのだろうと思っております。それに倣って仕事をさせていただいております。以上です。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 31ページの土木費の公園費に河川公園費が27万円補正されておりますが、これは私が察することによれば塩沢の登川の大福寺の都市公園のトイレが汚れているという関連の人件費の関係ではないかなと思っておるのです。その辺をまずちょっと確認したいのですが。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほど申し上げたつもりですが、大和病院の裏手に「健康の杜」という河川公園があります。そこに枯れた樹木が通路上にのしかかっていた。その伐採の委託費をあげさせていただきました。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 それは失礼しました。実はこの前29日に塩沢の公民館で区長会がありまして、私も傍聴したのですけれども、ある区長さんから市に要望を出しても予算がないということと言われるというやりとりがあったのです。井口市長からは、そんなことはあってはならないと、それでその際に予備費もあるからという下りがあったのです。やはりそういう要望に対してきちんこの間、応えるその辺の各部局の受けとめというか、要望を抑えるというか、予算がないということになっている状況がどの程度の、というとおかしいですけれども、その辺のところをご説明いただきたい。よろしくお願いします。

○議 長 市長。

○市長 塩沢の行政区長会の席で大変厳しい言葉をいただいたわけでありまして、一般的に職員が皆さん方も含めて何か要望を受けているときに「予算がない」と言うのは、今年度の予算の中に盛り込まれていないので、なかなか難しいという意味のことを大体言っているのです。トータルとして金がないからできないという意味ではないのです。それがちょっと舌足らずで、市は財政がよくなったと言っているのに、全く予算がない、予算がないと逃げているのではないかと、こうなってしまう。

職員にも12月2日の朝礼の際に、そういうことで誤解を招くことのないようにしてください、それからどうしても今すぐやらなければならない部分が出れば、あそこでも申し上げましたように、どういう対応でもしますから、それはきちんと自分たちで現場を見て把握をして、そして判断をしてやってくださいということを申し上げておきました。

当該区長さんが何のお話をしたのかというのは、私はちょっとわかりませんが、察するに今年度の予定の中に入っていない部分ですよ、ということ言ったのだと思いま

す。それはちょっと私も確認はしませんし、ご本人もなかなかそこまではお話し申し上げなかったのだからなかつたのです。そういうことのないように、ただただ予算がないと言ってその場をかわしているということだけは、絶対に避けてもらわなければなりませんということは、職員には十分また伝えておきました。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 ありがとうございます。私もいろいろな生活相談、労働相談を4年間やった中で、やはり市の皆さんにも率直にいろいろな形で要望書を提出させてもらって応えていただいている部分もあるのです。ただ、なかなかそれが今言ったように、そういう部署がないように、そういうことのないようにということを、ぜひ全部署に徹底してもらうことを、再度要望に伝えてもらうということをひとつ重ねてお願いして、終わりにしておきます。

○議 長 市長。

○市 長 極力市民の皆さん方の要望には応えるべく努力しているわけでありませうけれども、ご承知のようにすぐに応えられるものと、あるいは一定基準というものもございますので、これはもう少し我慢してもらわなければならない、そういう部分もございます。皆さん方からご要望のあったことに全て応えるということ、ここでお約束はできませんけれども、極力努力はさせていただいているというところですので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 19ページ、高速インターネット運営事業費工事委託料1,300万円についてであります、雑入で1,000万円の補償料をいただきましたが、説明の中では電力、電話等の電柱78本の移設だということでありましたけれども、こういうものは今、市内で盛んに確か電柱工事が行われています。ことしはばかげに出ているなど思ひてはいたのですが、こういうような工事委託というのが来年度以降も続くということなのかどうか、78本で1,300万円ということなのかあわせてお聞きをします。

それから29ページ機械除雪費の集計システム保守委託料512万円の減額補正と、あわせて上の除雪車の修繕料500万円の増額であります。今年度は携帯電話、スマートフォン等を利用して除雪車の駆動時間といひますかを集計するというものでありましたが、その部分が実際に事業を受ける事業者との話し合ひの中で、512万円ぐらい減額ができそうだという部分を、そのまま修繕料に回したと見えるのですけれども、そこら辺のいきさつをお聞きをしたい。

もう1つは流雪溝の基本設計業務委託500万円であります、駅西地区の十二沢川改修にあわせての取水のための水利権であったり、新たにポンプ場を設置したりという部分がありました。この部分について駅西地区の全ての水管理といひますか水路等も調査をしながら、それを利用しながらやっていくというのまで含んだ業務委託なのかということをお伺ひします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 2点目からの回答になってしまいますけれども、お願いいたします。除雪費のほうですけれども、除雪車の修繕料につきましては、当初 3,000 万円予算計上をさせていただいております。これにつきましては昨年度も同様でして決算で、昨年は多かったのですけれども 4,300 万円ほど、平成 23 年度は 3,500 万円ほど。修繕そのものは春先除雪の後の修繕料、秋口に車検それから定期整備を行っております。その支出から見ていきますと、おとし並みの修繕が今後必要であろうと思われまますので、ここで 500 万円計上させていただきます。

G P S のシステムのほうにつきましては、実際契約をさせていただきましたが、それが見積もりに比べてこれだけの減額ができる額になったということで、素直に落とさせていただいたものです。

3 点目のご質問の流雪溝の関係ですけれども、これから委託に出させていただこうと思っているのは、今まで県と事前協議を水利権についてやってきておりました。それを本申請するための細かな資料が必要になりましたので、その委託とそれにあわせて取水するポンプ施設の概略の基本設計です。駅西側の自然流水を含めてというところまでの検討ではなくて、今ご説明させていただいた内容でございます。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 光ファイバーの支障移転でございますが、ことしは電話柱、電力柱が大変多くなっております。それこそ 78 件ですが、昨年度は 13 件でございます。経費がかさむ部分というのは、道路改良等に伴う部分でございます、その件数自体は昨年度が 8 件でことしは 9 件の内容でございます。それで道路改良等に係る場合は、補償金が収入できます。ところが電力柱、電話柱はこちらから共架をさせていただいているので、1 本当たりの単価はそれほどではないのですが、今回補正計上していただいたように件数が増えると——いわゆる単独で出る部分でございます。N T T、東北電力の計画が、かなりは知らされるのですけれども、それこそ道路改良等を含めてそれに影響範囲での支障というか建てかえでございます、来年もこれだけあるかというところはまだ詳細をつかんでおらないような状況でございます。

このたびの 1,300 万円については、今まで道路改良、電話柱、電力柱を建てかえてきて、今後見込まれる分があと 23 件ほどございます。それについての補正を今回計上させていただきます。以上でございます。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 電柱についてはわかりました。この事業を始めるときにも申し上げましたけれども、こういう事業は市がやるものではない。いろいろななかかりについてもやはり民間だと。しかしながら、交付金をいただいた中での事業ですから、返納するわけにはいかないという事情はよく承知はしておりますけれども、今後はやはり予想できないような部分での出費が増えてくる。そういう中で光ファイバーを使った部分がどうかということ

になっても、技術は日進月歩でありますから、相当進んだファイバーの使い方が出てくるであろう。それに対応して、またでは市が事業を起こしてやるのかという部分についてもお尋ねしますけれども、非常にどう対応していいのかわからないという難しい部分であります。なかなかいきなり 1,300 万円も出てきたということは、どうしたのかなどと思ってお聞きをしました。

除雪車のシステムについてですけれども、見積もりの中で、入札をした中で出てくるわけであります。待機料について若干建設部のほうに提案をさせていただきましたけれども、やはり待機料の中にこういう除雪車の修繕を含めた設定をしていくのか、別個にあわせて待機料は待機料として払うと、その中には修繕料は含めないという考えでいくのかというところも提案をさせていただいたわけです。それは今後の課題でありましようけれども、そこら辺いい機会でありますので、建設部のほうではどのようにお考えなのかを、1 点お聞きをします。

流雪溝については、自然流水を含めた水路をもう 1 遍見直しをして、使えるものは全部使うという方向もあわせて、私はこの際ですから設計をしていくべきではないかと思っています。それについてまた部長のお考えがありましたらお聞きいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今ほど議員がおっしゃったように、大変維持していく上で経費がかかるようになっております。この光ファイバー敷設については、国の制度に乗った上で現行の形にしておりますので、その維持についても国の負担等につきまして市長会等を通じて制度をつくるように要望しているところでございます。以上でございます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 待機料ですけれども、待機料そのものは各企業体に機械除雪の委託をしておりますので、その中に含まれております。修繕料自体は実際不可抗力で壊れたものについて、市のほうで支出をさせていただいております。

流雪溝ですけれども、自然流水で活用できるものがあれば、当然それを活用すべきと思っておりますので、今後調査等をさせていただきたいと思えます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 93 号議案 平成 25 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 93 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 94 号議案 平成 25 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 94 号議案につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入では、東日本大震災によります避難者に係る介護保険料の減免額について、今年度も国から補填されることとなりましたので、その額について保険料収入と調整し、認定審査会委託負担金と第三者納付金については確定額を増減計上するものであります。

歳出では、介護認定審査会費は決算見込みにより、介護予防住宅改修費は利用実績によりそれぞれ増減し、地域支援事業費は事業間の振替計上をするものであります。

これによりまして、歳入歳出予算総額にそれぞれ 100 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 60 億 6,903 万 1,000 円としたいものであります。

以上ご説明申し上げます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 94 号議案 平成 25 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 94 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 95 号議案 平成 25 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 95 号議案につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入では、常勤医師が 1 人ということから入院単価の減額及び外来患者数の減少による入院・外来収入の減額と、それに伴います一般会計繰入金金の増額計上であります。

歳出では、職員 2 人の退職によります給与費の減額と臨時職員 1 人減による賃金の減額を

計上するものであります。これによりまして、歳入歳出予算総額から 3,147 万円を減額し、歳入歳出予算総額を 4 億 710 万 9,000 円としたいものであります。

詳細につきましては、福祉保健部長に説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは私のほうから事項別明細によって説明させていただきます。8 ページ、9 ページをお開きください。まず、歳入 1 款 1 項 1 目入院収入でございます。入院収入につきましては、当初予算では日 12.5 人、単価 1 万 2,000 円と見ていましたが、今現在の実績を見ますと日 10 人、単価のほうも 500 円ほど減ということで 1,277 万円を減額するものでございます。

続きまして 1 款 2 項 1 目 1 節外来収入でございます。外来収入につきましても、当初では 1 日当たり 55 人の患者数、単価が 1 万 3,000 円で見込んでおったところですが、現実には 1 日当たり 45 人、約 10 人程度少なくなっております。単価のほうはリハビリのほうの外来が減った関係で 500 円程度上がっております。トータルしますと 3,141 万円程度の減ということになります。

続きまして 1 款 4 項 1 目 1 節の諸検査等収入でございます。こちらにつきましては健診の人数が約 100 人程度当初で見込んだものより減っておりますので、その分として 78 万円程度減額させてもらうものです。その下のその他収入でございますが、こちらのほうはインフルエンザ予防接種あるいは入院関連の収入等が減りまして、63 万円ほどの減額となっております。

2 款 2 項 1 目 1 節の診断書及び証明書等作成手数料でございます。こちらのほうも患者数等の減に伴いまして、介護保険の主治医意見書のほうの取り扱い数が減りまして、25 万円の減額でございます。4 款 1 項 1 目 1 節の一般会計繰入金につきましては、歳入歳出で不足する分を繰り入れてもらうものでございます。

10 ページ、11 ページをご覧ください。1 款 1 項 1 目の一般管理費でございます。丸の職員給与費、市長説明でもございましたが、当初では理学療法士、薬剤師それぞれ 1 名ずつ採用あるいは人事異動ということで見えていたのですが、現実にはどちらもだめで 2 名減ということで職員給与費 2,057 万円の減額となっております。その下の丸、一般管理費でございます。こちらのほうは臨時職員が——准看護師ですが、年度途中で 1 名退職しましてその分の減 140 万円でございます。

2 款 1 項 1 目医療用機械器具費でございます。300 万円の減ですが、修繕料につきましてはエックス線サーバーの修繕が不要となったための減でございます。それから医療機器等管理委託料は、患者数の減に伴いまして臨床検査業務の委託が減ったことに伴う減でございます。医療機器等借上料につきましては、一番大きいのは在宅酸素供給装置の利用者が減ったことによる借上料の減でございます。

2 目医療用衛生材料費につきましては、患者数の減に伴いまして医薬品等も減少になった

ということですが。

一番下のその他医業費でございます。こちらにつきましてはゆきぐに大和病院から薬剤師の派遣委託等を予定しておりましたが、実績がなかったということで 100 万円の減となっております。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 先ほど市長が城内病院の今後の問題も、市長個人としては考えているという話ですが、こういった事態を地元の方々からやはりきちんと把握してもらって、ではどうしたらいいかという発想をちょっと持たないと、地元は混乱なり、地元の市長でありながらとかという話になったりするかと思えます。そういう点はただ専門家だけで決めるという問題ではないような気が私はしているのです。財政的に 1 億 3,000 万円からの投入をするわけでありますから、その辺をもう少しそれこそ情報というか実態を示していく時期ではないかなと私は思うのです。そして、何が必要で何をさせていただきたいということが出てくるのかなという気がしますが、そういう点 1 つお聞きいたします。

○議 長 市長。

○市 長 ご配慮いただきまして大変ありがとうございます。いつもそういうふうに優しくしていただけると答弁も非常にしやすいわけであります。実はことし 2 回、地域住民のところに出かけまして、高橋院長も含めて保健課も一緒だったか、実情、実態を皆さんにお話し申し上げて、そして将来的には、入院とかの医療部分で、やはりある程度の縮小は避けざるを得ないと。ただ、介護施設等も含めて今民間で若干の動きもございますので、それらと整合性をとりながらという話をこれからはしていこうと思っているのですけれども、病院の実態については地域住民の皆さんには一応ご説明し、厳しい状況をお話し申し上げております。

どちらにいたしましても平成 27 年の基幹病院開院時にきちんとやっていかなければならないわけであります。平成 26 年度をどうするかというのは、もうちょっとこれからでありますけれども、それらも含めて 26 日の地域医療対策調査特別委員会で議会の皆さんにご説明申し上げて、おおむねの了解をいただいた上でまたきちんと周知をしていこうと。高橋院長とは一応内々の話はしてございますけれども、私は城内診療所の職員には毎年仕事始めのときに訓示に伺いまして、ことしもこの診療所がなくなるということはありません、そうはしませんけれども、やはり相当の部分で皆さん方から今の規模を保持していただくということは、難しい状況だという話はしてあります。

大和病院もそうでありましたし、城内診療所につきましても職員の皆さんにアンケート調査をさせていただきました。ところが、ちょっと城内診療所についてはアンケート調査のやり方が悪かったのかどうだったのかわかりませんが、ほとんど回答なしということでありました。そういうつもりでやったのではないのですけれども、ちょっと疑心暗鬼になった部分があるかと思っております。近々私が伺って職員にもきちんとした話をして、そして理解を得ていこうと思っております。

今、議員おっしゃったように一億三千万、五千万円というお金をここに投入するわけであり、昔の城内病院というときは、5,000万円から7,000万円ぐらいを限度に考えているという話を確か私は申し上げていたわけですけれども、それをはるかに超える状況になっております。医師の体制についても多々問題点がございまして、それらも含めて十分な検討を重ねて、ただ、あの地域から医療機関をなくするという事だけは避けなければなりませんので、きちんとやっていかなければならないと思っています。よろしく願いいたします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。26番・若井達男君。

○若井達男君 1点お伺いします。歳入の部ですが、入院収入、今ほど説明がございました。人数も減っておる、そして、日1万2,000円で計算しておるといことです。これは病院と診療所では、単価の違いが出てきているわけだし、そしてその中に26床のうち19床を城内診療所としてベッド数を確保しているわけですが、その中の4床が療養型だと。その辺の単価の違いをひとつここで把握しているようでしたら、まず病院と診療所の入院単価の違い、また療養型と一般病床の入院の違い、その辺をひとつお聞かせください。

○議 長 城内診療所事務長。

○城内診療所事務長 それでは今質問のありました療養病床と一般病床の関係ですけれども、まず入院の単価が診療所になりますと平均700点、病院ですと1200点とか1300点ですので、掛ける10ですと、病院の場合には基本の部分が1万2,000円、診療所になりますと六、七千円ということになります。名前が変わっただけで基準の単価が違ってまいりますので、入院収入が大きく減ってまいります。療養病床については単価が決まっておりますので、今、単価はちょっとすぐには出てきませんけれども、一定の単価のもとで収入を得ているという状況です。以上です。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 単価の違いが、同じスタッフで同じ作業をやってもこれだけ違うということ。いつから城内病院が診療所になったかということは、これは明らかに去年の市長選挙、そのまた4年前の市長選挙の後に常勤医がいなくなったということで、こういう診療所体制をとらなくてはならなくなった。

そして今、市長からは医療機関としてなくすることはできないという答弁をいただいております。私も全くこれは城内地域に限ったことではなくて、五十沢地域を含めたそうした中で、職員のアンケートもなかなか回答が出なかった、城内地域の皆さんもなかなか声が出ないということは、私は自分なりにあちこち当たってはおりますが、これはあつてしかるべき、当然なのだと。なくなるわけがないではないかという、ただ危機感を持ってはおるのですけれども、数字的な問題は地域の人たちはつかんでおりません。

私もことしの自分の選挙、それから去年の市長選のときにも、1億3,000万円から1億4,000万円の繰入金——今までは5,000万円から7,000万円だったのが、このときは資金的注入をして7,000万円、一般病院の繰入金としてやっていたときが5,000万円あれば回ってきたわけですが、今ほど話が出ましたように、なかなか容易でない。五十沢地域の皆さんも

当然のことながら城内病院はそのままあるものだと思っておるのです。この数字が地域住民は把握できていない。ただ口先で、私が選挙のとき、こうなったからこうで大変だよと言っても、なかなか本当に叩くぞ、叩くぞと言われていても、叩かれてみないとわからない。なくなってみて、ほら見ると、今になって泣いてみたって遅いのだぞということになるわけです。

その前段がこれは昭和52年でしょうか、今の暮坪、長森からここに移ってきたとき、そのときまではもちろん当然黒字でした。その後も黒字が続いたわけですが、あのときの城内病院の移動は地域性の中に、ほかにあそこにおったほうがいいという経済取引きの中で大きな問題があった。しかし、現状維持では機械等について新たなものは更新できない、そのままになりますよということで、今の下原に持ってきておるわけです。やはり地域の皆さんに理解していただくには、今、事務長からも話が出ました数字的なものをきちんと把握しておらないと、なかなか地域の住民の意識は変わらない、出てこない。しかしながら、病院はなくなるのではない、診療所はなくなるわけではないのだということを抱えているものですから、これから地域住民に同じアンケートをとる、説明をするについても、今一度地域の区長会等に合わせた中にやっていかなければ、見たときには大変なことになっておったと。それだけはひとつあってはならない、なつてはならない。

そういうことで、今度は今後の体制に持っていくときに、そして平成27年の基幹病院開院に合わせたときにどういったスタイルになっているか、私も本当にこれは心配しておりますし、なくしてはならない。できることならば、ある程度形は変えてもやはりこれは続けていかなければならないと思っております。外部の医療機関もしくは他の介護保険施設そういった中との組み合わせも必要だと私は思っております。

そんなことで今後の地元との協議、話し合いの中にはそれらを含めた中でひとつやっついていかななくてはならないと思っております。これは事務長、また部長等ではなくて市長のほうから今一度この点について、地域住民に現状把握と今後の動向については住民意識が大切なのだということを、ひとつ答弁をいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 まさに議員のおっしゃるとおりでありまして、あつて当たり前という部分もなきにしもあらずであります。これは悪い意味ではなくて、ずっとあつたわけであります。そこも含めて民間部分の導入等も選択肢に入れながら、まずは26日にちょっとそのご説明を申し上げて大方のご理解をいただいた上で、今、議員おっしゃったように区長会なり、春の区長会もありますので、その辺できちんと話をしていく。そのほかにもやはり住民に対しても、もう一度ぐらひは、こういう方向でいきますよということは、話を出さなければならぬわけでありまして。それから職員も同じであります。

1つだけ、来年の9月になりますけれども、薬局を院外薬局に切りかえます。これによって薬剤師というかその部分は一応病院の会計のほうから除外されるわけですので、少しは財政的な部分では助かるのかもわかりませんが、とりあえずそういう形をとりながら進められ

る改革は進めております。議員おっしゃったように将来的な姿については、いろいろ模索をして一番いい方法をとっていかなければなりませんので、その辺も含めてご説明申し上げますので、またご理解いただきたいと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 95 号議案 平成 25 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 95 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 96 号議案 平成 25 年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 96 号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は、主に補助事業費が要求に対しまして、先ほど申し上げました 80%程度の内示であったことから、歳入では国庫補助金及び市債を、歳出では下水道事業費を削減するものであります。

歳入では国庫補助金で 1 億 796 万円、市債で 7,540 万円減額するほか、浄化槽整備事業費の確定により分担金及び国庫補助金を実績にあわせて減額し、また歳入歳出の調整額として一般会計繰入金を 3,031 万円減額計上するものであります。

歳出では総務費で人件費等を削減、施設管理費では管路及び処理場維持管理費等の決算見込みで 1,018 万円減額計上でありますけれども、上の原処理区は今月中に流域下水道処理となり、次年度以降施設の有効利用を図るため、処理槽内に残る汚泥処理費用といたしまして 1,197 万円を追加計上したいものであります。

下水道事業費では、国の内示額に基づきまして 2 億 164 万円の減額計上とし、交際費では決算見込みにより 835 万円を減額計上するものであります。

これによりまして歳入歳出予算総額から 2 億 1,341 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 51 億 4,908 万 8,000 円としたいものであります。詳細につきましては企業部長に説明させていただきますので、ご審議を賜りご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 企業部長。

○企業部長 それでは 96 号議案について説明を申し上げます。8 ページ、9 ページの事項別明細をお願いいたします。歳入の 1 款分担金及び負担金であります。1 項 3 目浄化槽市町

村整備推進事業分担金であります。当初 25 基設置ということで見込んでおったわけですが、実績で 21 基ということになりましたので、減った分の差額 110 万円ほどを減額するものでございます。

続きまして 3 款国庫支出金であります。1 項 1 目公共下水道及び特環下水道でございますが、先ほど申し上げましたが事業費ベースで今年度 14 億 1,000 万円ほどの要求をしましたが、国の内示額が 11 億 2,700 万円ほどということで 80%程度になりましたので、そのことにより所要額を減額したいものであります。

なお、本年度より従来の社会資本整備総合交付金と防災安全社会資本整備交付金ということで 2 本立てになりました。従来分との内訳は説明欄に記載をしておきましたので見ていただければと思います。

2 目であります。浄化槽の補助金でございますが、先ほど説明しましたように実績により 25 基から 21 基ということになりましたので、228 万円ほどの減額計上としております。

続きまして 4 款県支出金 1 項 1 目であります、農業集落排水事業起債償還補助金ということでございますが、県からの変更交付決定がございましたので、それに基づきまして 136 万を追加計上とするものでございます。

続きまして 5 款 1 項 1 目一般会計繰入金でございますが、今回の 2 号補正の歳入歳出の調整ということで、3,031 万円ほどを減額計上するものでございます。

歳入の最後、8 款の市債であります。歳出の下水道事業費の増減に伴いまして市債を変更するというので、総額 7,540 万円ほどを減額するものでございます。

続きまして 12 ページ、13 ページをご覧くださいと思います。歳出の 1 款であります。総務費 1 項 1 目と 1 項 2 目の職員給与費でございますが、4 月の人事異動等によりまして、人件費をそれぞれ増減がございまして補正をするものでございます。1 目の下の丸でございますが、下水道一般管理費の中の前納報奨金でございますが、昨年度平成 24 年度で国の補正額が 4 億円ほどございました。それと本年に入りまして住宅の新築等による農地転用がございまして、そういったもので新規賦課が増えましたので前納報奨金に不足が見込まれるということで、決算見込み額によりまして 102 万円ほど追加計上をしたいものでございます。

2 款の施設管理費でございますが、1 目及び 2 目の管渠及び処理場の管理費、電気料につきましては値上げによる不足見込み額を計上いたしました。そのほか管理委託料につきましては、入札等の請負差額によるものを減額計上しております。先ほど市長の説明もございましたが、上の原処理区につきましては、次年度以降文書庫として再利用したいということで、処理槽の中に残る濃縮汚泥の引き抜き及び処分費として 1,197 万円ほどを追加計上しております。次年度処理槽部分に床を張ると、それから書架を整備しまして文書庫として利用するというので予定をしているところでございます。

14 ページ、15 ページをお願いしたいと思います。3 目浄化槽施設管理費でございますが、決算見込みによる不足見込み額として計上をいたしました。120 万円ほどを追加計上したいものでございます。

その下、3款の下水道事業費であります、1項1目下水道事業費では、先ほど申し上げましたが国の内示額が20%ほど減額となりましたので、それに応じまして事業費を変更したいということでございます。公共下水道では705万円ほどの追加、特環下水道では2億1,480万円ほどの減額計上ということで計上してございます。また、水洗化接続補助ということでございますが、本年度見込みとしまして214件ほどの見込みということになりまして、昨年より10件ほど少ない実績になるものということで見込んでいますところでございます。

3目の戸別浄化槽事業費であります、京岡新田地内の浄化槽の排水の集合放流管設置工事におきまして、地元協議の中で200メートルほど配水管の延長が伸びたということによる増額計上をするものでございます。

4款の公債費であります、1目でございます。元金で287万円ほどの追加計上、それから16ページ、17ページになりますが、2目利子のほうでは1,122万円ほどの減額でございます。決算見込みによるそれぞれの所要額の計上ということになります。

戻っていただきまして4ページをお開きいただきます。地方債の補正でございますが、公共下水道事業費で2,600万円ほどの増、特環下水道事業費で1億140万円の減となりまして、補正前14億7,640万円から補正後7,540万円を減額し14億100万円とするものでございます。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 15ページの下水道接続事業補助金について、700万円、その後段では1,400万円と大分減額があるわけでありまして、当初予算の数との差なのか、ひとつお聞きいたします。

○議 長 企業部長。

○企業部長 当初予算では公共下水道と特環で総額6,000万円ほど見込んでおいたわけですが、先ほど申し上げましたように、もうほぼここに来て本年度の実績が214件ということで見込まれますので、当初予定した件数との差額分としまして、公共下水道で700万円、特環で1,400万円ほど減額をしたいとするものでございます。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 これは私も選挙期間中に非常にいろいろ言われた部分がありまして、多分つなぎ込みを促進するためということで、どの程度効果があったのかということをお聞きしなければならぬと思います。

もう1点は非常に不公平だと。要するに100万円もかけて私はずないのに、なぜ遅くなった人にそうしてお金をくれてまでつないでもらわなければならないのだという意見を言う人がいまして、私も非常に説明に苦慮したのです。その辺、一般的につながれない方というのは、資金の問題の人、そして浄化槽を設置している人、要するに個別のし尿処理槽ですよ、それがそう問題なく作動している人は、なかなかつながらないという状況もあったかと思うのです。その辺、効果のあたりをひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 下水道課長。

○下水道課長 当初で6,000万円ということで、今、300件で上限が20万円を予定しておいて予算化したということで、今言ったように214件ほどになっております。大体の基礎枠ですけれども、平均すると16万円ぐらいの補助金でというような形です。これも当初、接続事業をやるときにもいろいろ議論があったわけですが、そういう中で私どものほうでは、浄化槽からの接続の部分しかこの補助金は出ませんよという形でやったわけです。この理由としては、当初もありましたけれども、一旦、浄化槽の中は設備投資をしているということで、その部分の補助という形を考えてくみ取りの方は対象にしないで浄化槽という形です。そういう位置づけでこの事業が始まったということです。

それで効果としてですけれども、去年の状況から見ますと前年からどのくらい増えたかというのがありますが、毎年毎年つなぎ込みの状況に波がありますので一概に言えないのですけれども、ただ、比べますと去年の状況でいきますと4ポイントぐらいは接続率としては上がっているのではないかという予想を立てました、というようなことです。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 効果は若干あるということですが、今そうなるをつなぎ込みをしていない方がどれほどあるかということが問題になるわけでありまして。それをではどう解消していくか、参加していただくかということですが、それをいつまで続けようとしているのか。聞くところによると来年で終わるとい話があります。そういった中でどういった戦略で、では来年完璧に参加してもらおうかどうかというあたりを、ひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○議 長 下水道課長。

○下水道課長 ことしの3月31日現在で、未接続の世帯というのが3,353世帯ありました。これは今の浄化槽区域、特別浄化槽区域を除いてというものです。そのうちのほとんど3年以上たっているという方が多いわけです。そういう事業の中で導入したときの先ほどの経過ですけれども、3年間限定ということでありまして。この3年間でぜひ接続をしてくださいという形で言っているわけですが、去年、ことし、来年で終わる予定です。ただ、この3年間の中で新規に区域に入った方については、その区域に入った時点から3年間続けていくということですので事業を進めているところです。

これは今後の話になりますけれども、とりあえず今のところは3年限定で大部分の方は終わりにしようと思ひています。ただ、浄化槽から下水道のつなぎ込みというのは、浄化槽の方は、雑排水は別ですけれども、トイレにしても水洗になっているということで非常に不便を感じていないという方が多いと思ひます。自動車のように毎日エンジンをかけたり何かしていれば非常によくわかると思ひますので、そういうことではなくてたまたま1年に1回の掃除のときとかに、これは実費を払ったりして浄化槽を使っているのだなということがあります。私どもの下水というのは環境整備、水環境の整備が大前提ですので、これからはつなぎ込みの中で水質だとか、地域の環境の整備が大事だということでアピールをしていきたいと思ひています。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 96 号議案 平成 25 年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 96 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 18、第 97 号議案 平成 25 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 97 号議案につきまして提案理由を申し上げます。この補正は継続費につきまして、資材費及び労務費の上昇と医療機器等の移設後の調整が必要となることから、総額の変更、年割額を変更する補正計上であります。先ほど一般会計のほうで、出す部分については継続費の変更を認めていただいたところであります。

新市立病院整備事業では、現在、請負工委託契約締結に向け準備を進めております。発注前の設計段階で資材費及び労務費の上昇が生じていること、医療機器等の移設後の調整が必要となることから、当初予定しておりました新市立病院整備委託に係る事業費を増額計上せざるを得ない状況になりましたので、継続費に総額 3 億円を追加させていただき、年割額も平成 26 年度及び平成 27 年度にそれぞれ追加補正したいものであります。詳細につきまして大和病院事務部長に説明させますので、ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 それでは説明を申し上げます。今ほど市長が説明を申し上げましたし、先ほどの一般会計のところでも説明がございました。質疑もあり、それに対する答弁もございましたが、改めて説明を申し上げます。

第 1 条 は総則でございます。第 2 条 継続費の補正になりますが、現在、新市立病院事業では、請負工事委託契約締結に向けて準備を進めております。しかしながら、当初予定しておりました事業費が発注前の段階でアベノミクスの影響によりまして、労務費を中心に資材費も含め上昇していること、また、医療機械、医療機器、MRI が中心になりますが、新市立病院への移設後に伴う工事、調整が必要となることから、事業費総額の増額と年割額変更をせざるを得ない状況となりました。

新市立病院整備委託に係る事業費としまして、総額に 3 億円を増額し総額を 36 億 5,000 万円とし、年割額を平成 26 年度 26 億 2,685 万円、平成 27 年度 2 億 6,716 万円に改めるもので

あります。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 先ほど同僚議員のほうから中身についての質疑がありましたが、平成27年度に2億5,000万円ほど増額ということであります。懸念をしているのは、消費税については来年度は3%アップ、それから1%ずつ上がっていくという部分でありますが、この部分を加味しての増額ということでありましようけれども、平成27年度に本当にこの金額で大丈夫なのかという心配もあるわけです。これをまた増額せねばならないというような心配をしているのかどうかちょっとお聞きをしたい。

○議 長 市長。

○市 長 極力、平成27年度に影響を及ぼさないということで今考えておりますけれども、これもどう情勢がかわるかわかりませんので、絶対大丈夫だということは言い切れるところではありません。ですが、今の段階の物価上昇あるいは賃金上昇等の中では、きちんとやっつけていけるだろうということであります。平成27年のここまで100%どうもこれということが、ここで断言はできませんけれども、一応大丈夫だろうと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第97号議案 平成25年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第97号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は午後3時10分といたします。

〔午後2時52分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午後3時10分〕

○議 長 日程第19、第98号議案 市道上原藤原線転倒事故に係る損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは98号議案についてご説明申し上げます。本件は本年の2月17日、ちょうど雪がたくさんのごさいましたが、市道上原藤原線、藤原地内で歩行者が転倒いたしまして負傷した事故につきまして、このたび被害者の方の医療機関の受診が終了いた

しまして、示談の成立の見込みとなりましたことから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づきまして、損害賠償の額を定め和解をすることの議決をお願いするものでございます。

事故の概要でございますが、当初に申し上げました本年2月17日の午前8時30分ころ、被害者が勤務先へ出勤するため当該市道を歩行していたところ、路面にあった穴を認識はいたしましたが、前日降雪がありましてその穴の全体概要を把握することができなかつたことと思われまして、その穴に足が、左足でございますが入ってしまいまして、バランスを崩して座りこむように転倒しまして、左足のくるぶしを骨折してしまったというものでございます。

事故の発生後は、事故の被害者と市とで市が加入しております全国市長会、これは道路でございましたので、道路賠償責任保険というものの対応に従いまして、本件事故に基づく治療費それから休業損害、慰謝料等の損害額及び過失割合等について示談交渉を行ってきたところでございます。

議案をご覧になっていただきたいと思えます。1でございます。和解並びに損害賠償の相手方でございます。住所は市内藤原424番地9でございます。お名前は久川喜代美さんという女性の方でございます。2の損害賠償額でございますが、久川さんの本件事故に基づく損害額は、先ほども申し上げました、治療費それに休業損害、慰謝料等合計80万9,180円でございます。市の過失割合は80%ということで示談となりました。それによりますと算定額が64万7,344円となります。それに保険金なり、示談のための診断書作成費用4,200円を加えた65万1,544円としたいものでございます。

次の3、和解の要旨でございますが、2の損害賠償額を市が相手方、久川さんでございますが、久川さんに支払うことで和解した後は、本件に関する他の債権債務が一切ないことを相互に確認するというものでございます。

本件に係る久川さんにお支払いいたします賠償金は、先に申し上げました全国市長会の保険から、久川さんの指定いたします口座に直接振り込まれることとなっております。

以上で説明は終わりますが、こういった事故等の防止のため、市道の安全確保のための管理をより徹底してまいりたいと考えております。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 和解が整って大変よかったわけですがけれども、今、総務部長から最後に言っていただきました「今後こういうことのないように」というようなことで、私も安心と言いますか、ぜひお願いしたい。市道認定も年々増えてくるわけですし、また冬場に向かいますと、道路も大変傷みが激しい。毎年冬は、道路交通量の多いところは大きい穴もあいて、非常に危険箇所が目立つわけです。こういう事例を教訓にしまして、総務部長から言っていただきましたけれども、今後のパトロール体制というか補修体制というか、そこら辺の考えをお示しいただきたいと思えます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 市道につきましては、市内で 966 キロ、冬期間につきましては機械除雪と消雪パイプによりまして、交通が可能なものが 536 キロメートルあります。これにつきましては冬期間は特に除雪パトロールに出しておりますし、各除雪企業体でもパトロールに出しております。それとあわせて穴があいていますと、区長さんまたは住民の方から情報をいただいております。

道路状況につきましては、全て完全ではないものですから、情報をいただいたものについては早急に、すぐ対応しておりますし、道路パトロール車にはいつもその常温合材を積んでおりまして、発見した時点で穴は埋めさせていただいております。

しかしながら、連絡をいただくことがなかったりして、穴があいていて何日かそのままということもないばかりではないと思っております。そういうことが極力少なくなるように、冬期間については、除雪組合さんに再度お願いしたいと思っておりますし、冬ではない期間についても同様に、パトロールについて今後さらに注意をしていきたいと思っております。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、通報をいただければということで、あるいは見回りをしているという話ですが、私はやっぱり気にかかる場所があります。歩道等のところに側溝がありますね。側溝のふたが丸になっているのがダブルになると、足がすっぽり入る。片側だけならいいのだけれども、下の真ん中のところですが、そういったところがやっぱりかなり見受けられます。そういうふただと言われればそれまで、気をつけて毎日歩いているのだから、落ちるのが悪いというような感じになってしまっは変ですが、私はよくそういう場所を見たときに、子どもはどうなるんだろう、足は十分もぐる。我々だってもぐるというようなことがあります。

そういった場合も自己責任で、「さあさあ」と思っている人と、やっぱり管理者がいるわけだということ、その辺がこういった和解に持ち込む問題の部分の分かれ目だと思うんです。その辺は宣伝するという意味ではないですが、まずはそのそういった事故が起き得るような発見を通報していただきたいということを周知させるということと、もう 1 つは、そういったときには教えてください、申請というか申し立ててくださいというあたりを、もう少し徹底していたほうがいいのではないかなというふうに思います。

先般、大和庁舎での和解もありましたが、やはりそういう状態を知っていながら、事故で、自分で転んだのでしょと言われてればそれまでです。「見ていましたよね」と言われれば見ていました、認識していましたということになるわけです。当事者になってみると、非常に微妙なところで請求ができるかできないかとあるのですが、その辺はこういった訴えなりがあったのか。訴えではなくて、誰かが、あるいは市が、こういう制度がありますよという形を取ったのか、その辺をひとつお聞きしてみたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長　今回の被害者につきましては、それぞれ道路上でして、やすかわ医院に運ばれた時点でこういったことで怪我をしまして、本人からこちらのほうへ連絡がございました。特に重傷でございましたので、本人は骨折したとは思わなかったのですけれども、うずくまって、やすかわ医院で骨折が判明したような状況でございます。その他通報というか発見してくれた人とか、病院での内容でこちらのほうへ連絡が来たというふうに聞いております。以上です。

○議　　長　　18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　今、本人からということだそうですが、私は一番の問題は、やはりそういった状況を早く発見して通報していただくというのが、こういう繰り返しをしない一番かなというふうに思いますので、その辺をどういった形で徹底をするかということだと思います。

事故はやっぱり起きないほうがいいんです。起きてからこういう方法があるということよりも、起きない方法をひとつ考えていただきたいと思います。

○議　　長　　総務部長。

○総務部長　先般の行政区長会議でも雪害ということで、各行政区長さんのほうへ、雪等の事故に遭った方等についてお知らせをくださいということでお願いいたしました。そのほかにも建設部のほうと相談いたしまして、特に冬場が多くなるものがございますので、住民、市民の皆様にご事故等があった場合は、こういうふうに通報していただきというような形を、協議した上で周知を図っていきたいと思います。以上でございます。

○議　　長　　17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君　今、18番議員から路面ではなくて側溝等という話がありましたが、これは当然コミュニティ事業の中で対象になるわけでありまして、区長会などを通じまして積極的にその辺のことはPRしてほしいと思っております。路面については、コミュニティでは対応ができない。安全とかいろいろな基準がありますからこれは別として、そういう側溝関係の安全性は大いにPRをしていただきたいと、これは要望です。

○議　　長　　26番・若井達男君。

○若井達男君　市長専決以上の金額が出て、こうして議会に出てきたわけですが、この事件にかかわらず市道以外の道路、河川、河川管理道路、もしくは県道、国道、そして中には舗装はされてありますけれども、管理者が明らかになっていないけれど危険箇所があった、発見した、通報したと、そういうときの安全管理の徹底等は、部長が言っておりますけれども、こういった対応をされておりますか。

○議　　長　　総務部長。

○総務部長　例えば道路であれば建設部のほうへまずは一報を入れまして、そこからこちらでいえば県道の管理者――振興局がやっておりますが、そちらのほうに連絡をして対応をしていただいております。

あと、施設に関しましても、落雪等でよく車のボンネットが傷むなりのことがございます。それも県管理、国管理のものでございますれば、市民等から通報があった場合、まずはそこ

の所管部署へも連絡いたしますが、そこで管理者を確認した上で、そちらのほうへ報告し対応をお願いしております。以上でございます。

○議 長 26 番・若井達男君。

○若井達男君 部長の答弁のとおりだと思います。しかしながら——建設部長がここに当然おりますが——住民もしくは私どもが建設課に行って、こういう箇所がありますよと言っている。ところが調べてみたら、やはり仕事に熱心とかまじめとか、それは俺らのところの道路じゃない、ということは市道じゃないと言う若い職員の方がいるんです。実際にあったんです。

そして、おかしいな、あれが市道でない。確かに調べてみたら県道でもない、国道でもない、建設省名義にはなっているんです。しかし、そこは小学校のグラウンド脇にあり、もちろん日常もしくは土・日の野球の練習のときには、必ずそこを自転車で通っているものですから。今、部長が言われたような対応はされているのですけれども、俺らのところじゃないと言われている。じゃあ、俺らのところでも、そこで人が出たとき、誰が責任を取るんですか。そういうことはつい最近あったんですよ。何日かしてそれはおっくめでいただきました。

ところが、そういうことをしている中に、いつ起きるかわからない、これが事故ですよ。多分、今ほかのところで話が出ているのを私は聞いておりますけれども、そういったのは対応がなっているのかどうか。部長、その辺の取り扱いはどのように部長として考えておられますか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 まず、その危険な場所に穴が開いていたとすれば、管理をしているところがどこなのか確認をしてそれを通知し、直してもらおうというのが筋だとは思っております。ただし、その調査が遅れるとか、通知してお願いしてもなかなか対応がなされないようであれば、規模にもよりますけれども多少のことであれば、先ほどお話ししましたように常温合材等でできるものについては、市のほうでまずやろうというような考えでおります。その後、あくまでも常温合材というのは仮のものでありますので、ちゃんとした補修については、管理者のほうにお願いするよう今は考えております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 採決いたします。第 98 号議案 市道上原藤原線転倒事故に係る損害賠償の額を定め和解することについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 98 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 20、第 99 号議案 南魚沼市体育施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは第 99 号議案について提案理由の説明を申し上げます。

公の施設の名称につきましては、議案書記載の施設でございます。この指定管理につきましては、従来文化・スポーツ施設を一括で管理の指定を行っていたものを、分野別に 3 つに分けて募集を行ったもので、体育施設群では、9 月定例会で定めた大原運動公園を除き、新たに浦佐体育施設、大和野球場、すぱーく塩沢を加えた 17 施設でございます。

指定管理者に指定する団体は、公益財団法人 南魚沼市文化スポーツ振興公社。指定期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

この指定管理者の候補者の選定手続につきましては、9 月 17 日から 10 月 16 日まで広報等で募集を行いまして、市長の諮問に基づき 11 月 6 日に南魚沼市公の施設指定管理者選定審議会を開催し、申請書類の審査並びにプレゼンテーションを実施し、指定管理者選定に関する答申を受けた中で、候補者を選定し上程をするものであります。

3 ページをお開きください。団体の概要でございますが、沿革、業務内容、主な実績、財政状況等は記載のとおりであります。

次に体育施設運営管理業務事業計画及び収支計画書についてですが、6 ページに管理運営業務の基本方針と施設の利用促進策、8 ページに利用者に対するサービス向上策、12 ページに施設・設備の維持管理、15 ページに経営の管理、16 ページに職員配置、20 ページにスポーツ振興事業の企画推進体制を、また 30 ページに収支予算書の総括表を添付し、以下各施設別の内訳を添付しております。

公募審査の結果、これまでの指定管理者が引き続き候補者として選定されましたが、事業計画、収支計画等について、各施設ともにおおむね良好であると判断するとともに、今後もさらなる適正な管理運営に向け努められるものと考えます。

以上で説明を終了いたしますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この施設についてでありますけれども、体育施設については、大原運動公園野球場のほうが供用開始になるということに合わせて、いわゆるインターネットによる予約システムでありますけれども、この導入を考えているというのがありました。今回こうやって分離をもって指定管理に出すわけですが、大原運動公園に関しては、非常に民間の営業性が高いといいますかそういうふうな施設として、また分離して発注をされるわけですが、このインターネット予約システムを統合して行うべきであるというふうに思っております。この部分が指定管理に委託をすることでどのようになるのか、お聞かせ願いたい。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 施設予約の円滑な利用方法については、再三ご意見をいただいているところでございますけれども、正直言いまして今現在の段階でそれをすぐ導入できるという体制にはなっておりません。大原運動公園につきましては、利用状況等を受託管理の候補者はインターネット等に載せるという話を今、聞いております。

ただ、他の体育施設部につきましては、そこまで進んでおりませんので、今、指定管理者をご決定いただいた中で、これから両事業者との協議になろうかと思っておりますけれども、今現在の段階ではまず横の連絡はきっちりしてくれと。例えば大原運動公園の申し込みを今の候補者のほうにいった場合、それはうちのほうではないというようなことがないように、お互いの情報を共有した中で市民に迷惑をかけないようにというお願いは常々してございます。

体制それから電算システム、予算が許せば近い将来そういう体制を構築し、できるだけ市民の皆様に利便性がある申し込み状況、利用状況を構築したいとは思っておりますけれども、残念ながら今の段階では、検討しているという段階でお許しいただきたいと思っております。以上でございます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今回、文化スポーツ振興公社のほうに社会体育施設ということで委託をするわけでありまして、補助金として3,079万円、委託料として4,880万円ということで議案に載っているわけです。この部分について、要は指定管理に移行するにあたっては、先ほどのインターネット予約システムもそうでありまして、市民の利便性を上げることと、もう1つは要するにコストでありますね、費用の削減ということが2つの目標であったわけです。この委託料のほうを見た限りでは、どのくらい削減ができて、利便性が上がっているかということをお考えなのかなということをお伺いします。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 今ほど31ページの総括表の部分の金額でよろしいでしょうか。（「そうです」と叫ぶ者あり）はい。この金額につきましては、指定管理者の候補者が収支予算として自分たちの金額をあげてきた金額でございます。指定管理、実質的には、人件費等の補助金と指定管理料、2つに分けてお支払いをしておりますけれども、その金額がスポーツパラダイスの700万円も含んだ部分で4,880万円、それから指定管理料の維持管理費が3,079万円ですかということであっております。昨年の例をとりますと、その他収入のところの人件費等の部分が4,794万円、それから指定管理料が3,971万円ということで、人件費についてはほぼ大きな変更はございません。ただ、指定管理者につきましては、大原運動公園が除いた分、その部分がほぼ減っているというふうに考えております。今回新たに加えます、すばやく塩沢等々につきましては、今までも一部管理ということではほぼ全面管理に近い形をお願いをしていた部分がございますので、その部分の費用はそんなに変わらない。中心的には大原の部分の指定管理料がここから落ちたというふうに考えております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この指定管理については利用料金制をとっておりますので、言ってみれば

この施設を文化スポーツ振興公社のほうが民間的な感覚で運営していただいて、それから利用料をどんどん取っていただいて、そして儲けて——言ってみれば儲けてもかまいませんというのが利用料金制であります。いわゆるコストという面でいくと、今回新たに遠くの施設が増えたわけでありますので、こういうところは使用料の収入というのはほぼ見込めないであろう。ただし、その維持については注意していかないと、先ほど道路で事故等もありましたが、そういう部分も高齢者の方の利用も非常に多いですから考えていかないとならない。

そうすると、果たしてその利便性という面でこういう設定でいいのかなという部分もあるわけです。社会教育課のほうで直営でやってどうなのかという部分も、当然課の中では検討されたと思います。それよりもこういうふうに指定管理に出したほうがいいという形で結論づけたということは、ちょっといまさらという感じでもありますけれども、ちょっとその辺の説明をいただきたい。私はこういう維持費がかかるけれども、利用料収入が見込めないという部分については、直営でいくべきではないかという考えでありますけれども、この辺についての部内での検討はどうであったのかということをお聞かせ願いたい。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 まず、指定管理者にお願いをする私どもの一番の希望の部分というのは、民間の柔軟な発想で企画運営をやっていただきたいということでございます。

2つ目の部分につきましては、その中で自主事業の収入を企画運営をしながらやって上げていただきたい。ただ、自主事業の収入につきましては、2つのジレンマがございまして、要は市外の皆さんの合宿等々で収入を上げるばかりが大事なことなく、やっぱり市民の皆様も十分に使えるというこの2つの兼ね合いが大事なところでございます。確かに特定の施設につきましては、自主事業でどんどんと合宿等を入れれば申し込みはございますが、今現在ある程度市民の皆様の使用の部分、それから体育協会、それからスポーツパラダイスの団体の皆さんの使用の部分、利用調整の申し込みの部分優先しながらやっている部分がございまして、飛躍的に自主事業による収入が伸びる部分ばかりという要素ではないという部分は、まずご理解いただきたいと思っております。

そういった中で私どもは市直営がいいのか、指定管理がいいのかという部分でございまして、私どもがあくまでも理想としているところは、柔軟な発想による民間の運営を期待するというところでございます。今回指定管理のプレゼンテーションの中でも、たびたび議会でもご指摘をいただいております体育施設の適正な管理について、応募した方に課としての考えをきっちり伝えさせていただいたつもりでございまして。

また、今回、従来と違いまして公募を広くとったという中で、例えば体育施設につきましても、実質的に応募したのは1施設でございますけれども、利用申請募集要項をもらいにきたのが7社ございます。そのうちの4社は市外企業でございます。

そういったことで、従来の指定管理者も今回の指定管理には、相当危機感、緊張感を持った中で臨んでいただいたと思っております。今後この候補者を議決いただいた場合、善良な今まで以上の管理ができるものというふうに期待しておりますし、担当課としましてもその

方向で強く指導、協力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 いつもご配慮いただきましてありがとうございます。収支予算の総括というようなところを見させてもらいますと、公の施設に係る指定管理、これは施設を前提とした指定管理だと思います。そこで、総括の支出などを見ますと、スポーツパラダイス事業とか、トレーニングマシンのリース料とか、ソフトの部分がここに入ってきているわけです。市のほうで委託料として収入で出されているのが、管理料 3,070 万円です、これは物に対する管理委託ですよ。何が言いたいかといいますと、今、いろいろなスポーツの場面で一番不足しているのは、多分施設だけじゃなくてコーチだと思うのです。指導者、そういった部分をこのソフトの育成も含めて、指定管理料に入れるべきではないのかなとそんな気がしたのです。ぜひ、社会体育という、社会教育の育成という部分では、ソフトの分も込めてこれは指定管理にすべきではないかなと、そんな気がしていますがいかがでしょうか。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 特に今指定管理の皆さんにお願いしている部分で、ソフトの部分、ディスプレイを中心にしたスポーツパラダイスの部分が一番大きなものでございますが、10月末時点で 2,000 人を超える会員に加入していただいておりますし、今回の資料の中にもある数々の事業をやっております。

今現在、スポーツパラダイスの運営費については、市からは 700 万円の運営費を出して、あとは会員の皆様を募集してやっていくというシステムでございますが、議員さんの指摘のように、建物はある、あとはソフトの部分をもっと充実しろという部分については十分理解できます。その部分につきましては、また私どもの中で方向性を前向きに検討させていただきまして、財政当局とも協議をした中で検討させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

〔「ぜひ、お願いします」と叫ぶ者あり〕

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 先ほど説明がなくて、今、答弁の中で応募者、要するに公募申込者は 7 社という話でありましたが、その説明を今少しお聞きしたいと思います。

もう 1 点は、この施政方針の中に、社会施設の指定管理につきましてはこの文化施設と体育施設と大原運動公園の 3 区分にということをやっています。後段の議案にも入ってしまうので申しわけないですが、最初に聞いておきたいと思ったのです。当然 1 つの、なぜそういう話が出たかという、文化スポーツ振興公社が非常に肥大化してきている。2 億数千万円というそういった指定管理団体になっているというあたりから、分割をというふうに私は聞いておりました。しかし、結果は大原運動公園を除いたほかは今までどおりというような感じかと思えます。そういう点で市長が考えていた部分が改善されたというふうに考えておられるのかどうか、その辺をひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 今回3分野に分割させていただいたというのは、肥大化しているというふうに私は確か——自分の気持ちですよ——言ったつもりはそうないと思います。それはそれとして、今、議案に載っておりますスポーツ施設と大原運動公園は、もう本質的に違ってくるので同じところであっては、出てきてそれがまたいい提案が出れば別ですけども、もっともっと全国ネット的な部分を持った方から指定管理になっていただくべきだということもありました。新たに今、野球場とサッカーコートといいますか、そちらが大原のほうに入ってくるわけでありますので、ちょっと今までの管理の形態とは相当違うと、そういう意味で分割をさせていただいたところであります。

例えばこれを全部いっしょくたんで出したとしますと、どこか1社になってしまうわけですね。そうなりますと、これは公社の救済という意味でなくて、ここで公社が全部外れたということになった場合、我々が出資をしてつくっている公社でありまして、これの問題もまた出てくる、そういうこともありました。

ただ、公社そのものが、今のこの議案でも、もう自分たちで余りいい計画が出ないでそれで外れたということになれば、これはもう致し方ないわけでありますが、市としてはそういう部分は私はある程度避けたいという思いはありました。ただ、選定委員会が出した結果に基づいて私は選ばせていただいておりますので、そういう思いをそこにに入れることはいたしません。けれども、公社の育成ということも含め雇用関係もございまして、そういう部分も私はちょっと自分の頭の中にあつたわけでありまして。ですが、どなたがどうなったからよかつたということではなくて、当初指定管理を取り入れたときは、先ほどの寺口議員のお話にもあつたように、直営でやって、あるいは指定管理でやって、どういう効果が出るか、この部分を一番ねらつたわけでありまして、人件費的には当然でありますけれども相当安くなっております。じゃあ、利用状況としてどうであつたと、これはもう100%胸を張って全部オール満点であつたとは言い難い部分もあるわけでありましてけれども、もろもろの部分も勘案させていただいたということでご理解いただきたいと思ひます。

ですので、次の議案に入ったときにまたどういふご質問が出るかわかりませんが……。これは幾つあつただろう。（「1つです」と叫ぶ者あり）1つでしょう。申請書を持って行つたのは7社あつたのです。ところが、実際応募してきたのは1社これだけです。ですので、このことが妥当か否かを今回判断させていただいたわけでありまして、ほかにもし出てきて非常にいい提案があつたということになれば、これはやむを得ずという部分もないばかりじゃないわけでありましてけれども、今回はそういう結果でありました。

ちょっと答弁になつたかならないかよくわかりませんが、大原運動公園はちょっと別物だという考え方をずっと持つておりましたので、こういう形を取らせていただいたということでご理解いただきたいと思ひます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 肥大化しているから分割という考え方はなかつたということでありまして、そうして市がみずから出資した公社であるということであれば、公社がその大原運動公

園も今までは受けていたんですよね。それで、ここで新たにこういった整備がなされたので、それが分割をするだけでよかったのではないかというふうに答弁を聞いていると感じますね。

ですからそうすると、分割した、要するに大原は大原、そうして体育施設は体育施設、そうして市民会館は市民会館、文化会館ですか、そういう目的が達成されなかったと、要するに1社になったと、こういうことだと私は思うので、その考え方がこれでよかったかどうか。要するに目指すところがあったというふうを感じるかどうか。もし、目指したところだとするならば、私は分割をしなくて大原だけ分割した形で進めていくほうが、より連携ができた、人的配置も、あるいは帳簿上もそれなりのことができたのではないかなというふうに感じたものであります。

私は指定管理者制度自体の——今1社という話を聞くとますます思うんですが、公募をしたがために最終的には1社あったけれども、それなりの緊張感を持ってプレゼンテーションというかこうした申し込みをされたということは、いつも私が言っていますように、これはやっぱり官製ワーキングプアというところに行ってしまうんですね。要するに賃金を抑えろと……

○議 長 岡村議員、発言は簡潔にお願いします。

○岡村雅夫君 はい。そういったことでありますので、やっぱり労務管理の面でも大変無理が出てくるということだと思いますので、もう1回お聞きしておきます。

それで、もう1点以前に触れたところがありますので、浦佐グラウンドについては、芝が植わっています。そういった現状で指定管理をするということになると、あの芝の整備をするだけでもかなりの費用がかかるわけですが、12万5,000円これでどういった指定管理なのか、計画なのかお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 分割をした意味というのは、まあまあ今、議員がおっしゃった肥大化したからという思いは、私は特になかったわけですが、例えば分割をするとしてディスプレイだけを分割して出したとしますと、これはここだけだと相当あると思います。しかし、それであってはなかなか市民の利用という部分について、連携が非常に取りづらいという部分がありますので、スポーツ施設と——大原のことについてはまた次に触れますが、そういう思いであります。ですから、何社であったからどうだということは、私はちょっとそこには言及できませんけれども、ある意味緊張感を持っていただいたとは思いますが。

それで、ワーキングプアという話をしますけれども、別に民間で普通に支払っている賃金をまた圧縮しているわけではありませぬので、別にワーキングプアにはならない。公というのはちょっとやっぱり保障部分も含めて、非常に高い賃金というのが大体ついておりますね。これはご承知のとおりでありますけれども、その部分をどう解消するかというのも、指定管理者制度の1つの大きなねらいであったわけです。それはきちんとある程度効果的に出てきているだろうと、ですから、ワーキングプアには当たりません。ここに出したからほかの民間の部分より安い賃金でどんどん使っているなんてことはありませんから。

ですから、ワーキングブアではなくて、ワーキングを広げるのは何ていうのでしょうか、よくわかりませんが、そういうことだろうと思っております。例えばこれで決めていただいて、これからまた5年後にあるわけですけれども、私はまた見直しが出てくるのだろうと思っております。今まで図書館をやっていたのを今度は外したわけですし、その時々に応じて直営であったり、あるいは民間にまた移したりという部分は出てくるかと思えますけれども、管理体制についても、ずっと公社のままでいいということを考えているわけではございませんので、その辺もご理解いただきたいと思っております。

○議 長 教育長。

○教育長 教育委員会からの観点ですが、今、市長が言ったとおりのもとに分離をしました。それは分けることによって、いろいろなところが手を挙げるだろうということで、予定どおり調べにきました。そうそうたるメンバーがきましたが、参加しなかったということは、今までの指定管理者、公社がきちんとした仕事をしていて、そこに勝てないという判断をして辞退をしたということで、我々としては今までやった公社が頑張った結果だというふうにとっております。単に1社だけだったということではなく、やったことが効果があったというふうに判断いたしました。

芝生については課長のほうで説明します。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 新しく指定管理になります浦佐体育施設群の中にグラウンドと体育館、それと野球場がございますが、グラウンドの芝生につきましては、今まで芝生を一生懸命植えていただいたサッカーの皆さんと話し合いをもった中で、今までどおりボランティアでやっていただきたい。市が全部やるのではなくて、やっぱり体育を一緒にやる方も自分たちで汗を流していただいて、芝の管理のボランティアをやっていただきたいという話し合いを持たせていただきましたし、快く了承いただきました。

大和の野球場につきましても、大和中学校は野球場のない中学校でございますので、OBの方、それから大和の野球連盟の方とも個別に話し合いをさせていただきまして、使用の方法、それから今までもネット張りとかをボランティアをしていただいておりますので、そういう部分の協力は今までどおりお願いをしたいということで、話し合いをさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ほかの施設もそうだと思いますけれども、スポーツ施設というのは非常に広大な土地であります。私は浦佐グラウンドをけさも見てきたわけですけれども、あの敷地を、体育館もありますけれども——体育館は幾らかな、体育館のほうで55万円ですか。そしてグラウンドの整備で12万5,000円と、これであの敷地内をきちんと除草等をやるだけでも大変だなというふうに——サッカーをするところだけやることは、それは今までどおりやらせてくださいということだと思えるわけですが、あの一面を近隣に迷惑をかけないようにするためには、なかなか大変なお金がかかる。

そういった施設がこの中にいっぱい含まれていると思うのですが、そういう点もやっぱり考慮した形で、指定管理にしたがために近隣との関係が、要するにほかの敷地の方々との問題等が発生しないような管理をしていただきたいというふうに思っています。以上です。

〔「了解しました。」と叫ぶ者あり〕

○議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 はい。すみません確認ですけれども、今までずっと17施設という言い方で説明をしていただいて、公の施設の名称というところだと16で、多分この浦佐体育施設というところに体育館とグラウンドが入っているというような考え方なのでしょうけれども、この名称のところでまとめておいて、またこっちの中のほうへいくと、先ほどのあれじゃないけれども、予算立てといたしますか、お金のやつはまた別個に出ていたりします。その辺のことについてちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 表現の仕方が正しかったか、わかりづらかったかにつきましては、お詫びを申し上げますけれども、あくまでもこの施設の名称につきましては、条例上の名前をあげさせていただいた。内容的には今おっしゃったとおり、浦佐体育施設の中に2つのグラウンドと体育館があるということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第99号議案 南魚沼市体育施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第99号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第21、第100号議案 大原運動公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは第100号議案について提案理由の説明を申し上げます。

公の施設の名称については、議案書記載の施設でございます。この指定管理につきましては、従来文化・スポーツ施設を一括で管理の指定を行っていたものを、9月定例会の第58号議案で定めた大原運動公園条例の制定に基づき指定基準を定めた募集要項により募集を行ったものでございます。

指定管理者に指定する団体は、BMS南魚沼スポーツコミュニティでございます。この団

体は、株式会社ベースボール・マガジン社を代表団体に、美津濃株式会社、有限会社サトウスポーツを構成団体とする共同事業体であります。

指定期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間であります。

この指定管理者の候補者の選定手続につきましては、今回候補者に選定した団体の他にもう1団体があり、第99号議案と同様の日程で申請2団体より申請内容についての説明、質疑応答を行った中で、指定管理者選定に関する答申を受け、指定管理者の候補者の選定を行い上程するものであります。

3ページをお開きください。構成団体3社の概要でございますが、それぞれの沿革、業務内容、主な実績、財政状況等は記載のとおりであります。なお議案資料4ページの美津濃株式会社の所在地が議案と異なっておりますが、議案は登記簿記載の本店所在地であります。資料の所在地は事業を実施いたします「スポーツ施設施設部」の事業所住所であります。

7ページ以降に事業計画書及び収支計画書を添付してございますが、基本方針と実施体系、8ページに管理運営業務の基本方針、10ページに施設の利用促進策、15ページに利用者に対するサービスの向上策、19ページに施設・設備の維持管理、22ページに経営の管理、34ページに職員配置について記載しております。正規の職員が3名、非常勤が2名で運営にあたる計画でございます。また、39ページに施設の利用促進策と今後のあり方、48ページに収支予算書を添付しております。

申請2団体は、それぞれの得意分野を生かした管理運営を目指した事業計画を予定しており、どちらも魅力のある部分と、課題となる部分も有しておりましたが、全体的な評価で、指定管理業務の実績を評価する中でBMS南魚沼スポーツコミュニティを候補者として選定を行ったところであります。

以上で説明を終了いたしますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。11番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 99号と100号それ以下の議案は、まとめて出るものだと思っていましてちょっと遅れましたが、この大原運動公園に関しましては非常にいい指定管理者を選定してもらったと私は思っています。さっきも99号議案で質問がありましたけれども、例えばBMS運営が非常によろしくて、ではディスポートもそういう施設も触手を伸ばしてきてやりましようということになったときに、この部分を切り離して将来指定管理をまかせられるのか。あるいはもう全て任せて、文化スポーツ振興公社を解体しようかということにもなりかねないと思いますけれども、そういう方向というのは考えておられるのか。

それともう1点、大原運動公園に関しまして、以前、独占的に一地域が施設を利用した経過もあります。その辺は新しい指定管理者にはくれぐれもそのようなことのないように、市全体を見渡した形できちんとやっていただきたいと私は思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 今、鈴木議員のおっしゃることにつきましては、一応この5年間で相当の方向性が出てくるものだと思っております。例えばどちらかがもう指定管理を、触手を伸ばしてこっちもやれる、あっちもやれる——例えば振興公社がこうであれば我々もやれるから、あるいは今のこの団体がこうだと、これは5年後にはあり得ることだと思っております。その際はやはりその組織をきちんと引き継いでもらおうと、これをやっていかないとなかなか簡単ではないと思います。そういうことも私は一応視野に入れて、今回こうさせていただいておりますのでよろしくお願ひいたします。

それから一地域あるいは一団体独占ということだけは、これはどうしてもあってはならないことであるので、まずは広く市民の皆さんからご利用いただく。そして、その中であらゆる可能性を引き出していただいて、市外、県外からどんどん、どんどんとお客さんをやっぱり呼び込んでいただく、こういうことを心掛けていかなければならないと思っております。当然ですけれども指定管理者に決定しますれば、そういうこともきちんと含めて契約をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○議 長 11番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 先ほどもお話がありましたけれども、このBMSが入ることによってスポーツ振興公社なりが非常に緊張感を持って運営できることは、私は期待していますし、あべこべに振興公社がBMSを飲み込むような形の力をつけてくれば、それもまたいいことだと思います。ぜひとも大きな期待をしています。よろしくお願ひします。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 今、説明いただきまして選定委員会の経過を聞かせていただきました。もう1社が出てどちらも魅力的な提案だったけれども、全体的な評価でということでした。この指定管理は多分大変注目をされているところだと思うので、答申がそうであればそれでもいいのですけれども、ほかに何かここが優れていたみたいなことがあったら、そこを聞かせていただきたいというのが1点。

もう1点が最後のページ、48ページをちょっと見ていただきたいのですけれども、例えばこれを始めるに当たっての案といいますか、そう重きを置かなくてもいいのかもしれないのですけれども、この上の収入です。利用料金収入市指定管理料、指定管理料のところを見ますと、備考欄に支出合計マイナス利用料金収入とあります。そうなのでしょうけれども、この算式だと指定管理を出したメリットがないというか、非常におおざっぱというか、企業の皆さんがやっていただいている努力があらわれないといいますか、非常に何かこう私は違和感があるような算式です。ずっとこれを続けるのではない、これは参考の記載だということになれば、それはまたそれでいいのですけれども、その点2点だけちょっとお聞かせいただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 選定委員会でお出しをいただいた答申によりますと、この指定管理料というのを、非常に安くもう一方の会社は出してきておりましたけれども、これはなかなかわ

かに、そのとおりにいくとは思えない部分もございます。それはやれるのかもわかりません。ですので、その部分は相手方といいますかもう1社の方のほうが確か点数はよかったと思います。しかし、先ほど触れましたようにこれを本当に有効利用する、そしてそれぞれのイベントやそういうことについて実施できる能力、そういう部分については、もう数段今のこちらのほうが優れていたという部分で、トータル的には割合と大きな差がついておりました。個々のことがということになりますと、私は全部は覚えておりませんが、そういう部分です。

それから、今の収入・支出、いわゆる収支ですけれども、一度もまだ経験がないものですから、確か単純に——今まではテニスコートをやっていたわけです。収入があつて支出がどのくらい。それに今度は野球場に多目的という部分を勘案してやったことだと思いますので、これは確か実際は大きく違ってくると思います。これから我々も今度は協定をしなければならぬわけです。ですので、単純と言えば単純です。だけれども指定管理というのは、結局は利用料収入、そして自分たちで努力する部分、これが幾ら、あと管理にどのくらいかかる、その差し引きでしかないわけです。まさに単純明快といえば単純明快ですが、これについては我々ももっと、例えば指定管理料が安くなるためには利用料収入を上げなければならないわけでありまして。円滑に冬期間についてもまたきちんとした利用を図っていただくとかそういうことも含めて、これからまたきちんとして、協定は協定としてさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 先ほどの社会体育施設のときでもお聞きをしましたが、この新しく指定管理を受ける方たちの、40ページ、41ページに利用促進云々等があります。今回の指定管理のほうで2,045万円ほどを市が出して、そのうち1,800万円ほどが人件費であり、残りが200万円ほどであるという部分です。いろいろなイベント的なものであるとか、事業であるとか、ことについてはこの指定管理者自身が自費で全てをやりたいと、そういう意欲のあらわれを買ってここに管理をお任せしようということになったのだろうというふうに思います。

けれども今後、先ほど同僚議員からも出ましたけれども、その指定管理費自体についてこういう事業をするに当たって別個に、例えばキッズ何とかをやるについては市のほうで援助ができないかというようなところは、当然考えるものだと思いますけれども、そういうイベントに対する別の、指定管理料でない補助といいますか、そういうことについては市のほうはどのようにお考えなのかお聞かせ願いたい。

○議 長 市長。

○市 長 今、議員がおっしゃった特別といいますか、一般的な維持管理や施設利用でない部分、例えば来年10周年記念でここにAKB48でも呼んでこうとかですね、例えばですよ、そういうことになったときに、市としてそういう名目がつくものであれば、その費用の一部を負担することは、これはやぶさかではありません。しかし、それによって収入面が大きく伸びて黒字化をしているにもかかわらず、市がまたそこに補助金を出さなければな

らないということは、やっぱり避けていかなければならないと思っております。何かをするについて非常に有効で有意義だけれども、赤字が見込まれるという部分について、市がではその事業に限って補填をしますよというのは、これはまた別個の問題になってきますので、そういう形があるとすれば考えていかなければならないというふうに思っております。

ですから、10周年は来年ですけれども、その次の年だって11周年とかという意味でなくて、何かのきっかけやそういうことで、いろいろのイベントというのは出てくると思いますので、それらは指定管理者と十分協議をしながら、決めていかなければならないことだと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 年間の利用計画を立てるに当たって、市の体育連盟もありますけれども、ここを利用しての計画等は当然あるわけです。指定管理を受けた業者からすれば、今市長がおっしゃったように全ての事業については、本来であれば自分で全ての費用を賄ってやりたいという部分もあります。しかし、それが市民利用ということに制限をかけてもらっては困るわけですから、ではその分は市のほうが減免をしていただいた部分については、補填をしましょうと、当然それをしなければならぬわけです。

そうすると、この辺がうまく管理者とマッチをして、お互いに利用が伸びるというような方向であればいいのですけれども、まだやったことがありませんし、1年目でありますからどうなるかわからない。しかしながら、この辺はやっぱりきっちりと、当初でもんであっても、その場、その場で対応しなければならぬという部分が当然出てくるわけです。

そうすると、そこら辺で社会教育課のほうで担当してやるわけでしょうけれども、なかなか難しい部分であるというふうに思っています。そこの基本的な考え方としてやっぱり市民利用が最優先であると思っておりますので、そこら辺ちょっと市長のお考えをお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 たびたび申し上げておりますように、市民利用が優先であります。その中で、365日全て市民の方が全部使うということではありませんので、そういうところをきちんと調整をしながら、子どもたちに夢を与えたり、そして公共面でも有利になるような部分こういうことを見いだしながら、やっていかなければならないと思っております。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 この団体が受けることについては、特に問題はないかと思いますが、2点お聞かせください。1点目はベースボール・マガジン、美津濃というとかなり名前の通った大きな会社になるわけですけれども、この2社がほかの自治体等のスポーツ施設等を指定管理者として委託を受けている実績があるのか。その内容について、もしあれば調査をされたのか、どのような評価をされているのか。それから今回3社ということになった場合のそれぞれの役割があらうかと思えます。ちょっとざっと見たところそういうところがわからなかったのですけれども、もし、この3社が指定管理を受けて管理をしていく中で、おおざっぱ

な役割分担等があればそれをお聞かせください。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 ベースボール・マガジン社が、全国で直接指定管理で施設を受けているという話はあるのかもわかりませんが、私は直接聞いてはおりませんが、美津濃社は県内も含めて80か所以上の野球場、こういった施設を運営している会社でございます。

ということで、3社の特徴としましては、やっぱり情報発信力、企画能力のあるベースボール・マガジン社、それからスポーツ関連の施設運営にたけた美津濃社、それと地元の事情を熟知したサトウスポーツ、この3社のすみ分けで、資料の7ページでございますが、この3社の中で施設経営委員会を構成した中で実際運営をしていくということでございますので、円滑に進められるというふうに考えております。以上でよろしかったでしょうか。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 これから協定を結んでいくというので、私は非常にいいと思いますけれども、ちょっと心配なのが、やっぱり大原運動公園は、ある意味生まれ変わって、新しい施設でもあるわけです。そういうときは当然市とこの企業体で、いろいろな中での解決を運営しながらしていくと思うのですけれども、例えば市の思惑とこちらの思惑が合わなかったとき、どうやって調整をするのか。譲るのか、それとも相手のほうに譲ってもらうのかとか、それはケースバイケースで今ここで答えろということとはできないと思いますけれども、私の中でちょっと感じている市内の指定管理の施設もありますし、そここのところの腹づもりを、ちょっと聞くだけは聞いておきたいというふうな思いがあります。

あとそれと、7ページですけれども、上から大体10段目ぐらいの1の(1)責任と権限を明確にしたマネジメント、ここの最高意思決定機関はここだというふうな話ですけれども、何をやるにしてもここに聞いて、かけないといけないということになると、要は改善するに当たってスピードが出ない、求められることもあるわけです。例えばこの会議が1か月に1遍しかないとか、3か月に1遍だということになると、その会議を待つとかということにもなります。逆にちょっと心配だったのが、例えば議決権で1人1票方式でやるのか、それとも会社の出資なのか。どういうふうなのでやるのかはちょっとわかりませんが、この中で話がつかなかったら、じゃあ、先送りになるのかとか、どういうふうになっているのか。今ここでどういうふうになっているのか、ちょっとお聞かせいただければ、お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1点目のいわゆる意見の相違があつたりという場合の調整でありますけれども、これはやはり市が主導権を持ってやらなければ、なかなか最終的な責任問題になったときも解決できないものだと思っております。市がごり押しをするといったようなことではございませんけれども、市としてどうしてもこうしてもらいたいというのはあるわけですから、それは当然相手方から理解をしていただいて、市の意向に沿ってやっていただく。これが、市がいわゆる管理をお任せしますよ、というところの基本でありますので、その方向できちんとやっていく。市が誤っている場合は、当然ですけれども是正をするということであ

ります。

それから組織でありますから、最高決定機関に一々全部使用の状況が、どこでどこからの申し込みがきたの、どうだなんていうのまで全部、一般的にスピードが鈍るような組織をつくるということではございません。運営方針や、例えば大きな事業をやるうとか、そういうときにはここに諮っていかなければならないわけで、いわゆる一般の行政の組織と同じです。一々市長や副市長のところへ、決済が全部上がってくるわけではありませんので、当然現場の中で判断できる部分が私は相当あると思っています。その点は確認をしながらきちんとやっっていこうと思っています。

○議 長 22 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 大変わかりやすく、思いもわかりました。市のほうで主導権を握っていくという、その点が私は重要だと思います。あと心配なのが、簡単なことだと思って口約束をした、でもそれが後で困ったことに最後に市と解決ができなくなったとか、そっちの部署じゃないところで、そういう事例もたまにうわさで飛んできたりもする、そういう点もあります。なるべくそういうことがないように、口約束で解決していい問題か、だめな問題か、スピードも大事だと思いますけれども、慎重になるところは慎重になってほしいという思いがあります。

ここの施設にこの間ちょっと会派のほうで行ってきたら、ああ、早く寝っころがりたいなんていうふうに思ったりもしましたし、すごく期待できる施設でもあります。ぜひ、頑張って力を合わせて、市民のためもそうだし、観光のためにもなるようにしていただければと思います。お願いします。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 点伺いますが、メンテナンスの件です。市長とはさまざまな議論をさせていただいたわけでありますが、当時ハード面での修理修繕、大規模改修、この辺についてのメンテナンス、これについては大きな隔たりがありながらも、まあまあ市長の説明で市民が納得するのであればそれは仕方がないと思っていました。

当時、私が言ったのは、ソフトのメンテナンスが、時代から社会情勢とともに変わってきて増えていく可能性があるということです。ほかの施設や運営になれた人のまた競争があるわけですから。これについては先ほど市長がおっしゃいましたが、合併 10 周年の事業であれば、この面については市がこれだけの補助をするとか、あとはさまざまなことについてケースバイケースととれるような発言がありました。私はこれが本当にこれからの肝だと思っています。明快な答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 先ほどのご質問に対する答えは、そういうことがあるだろうと、あったときどうするのだということですので、当然ですけれども、例えば何かの記念イベントとかそれを 10 周年に例えたわけです。そういうときに市としてもやっぱりやらなければならない、指定管理者としてもやりたい、こういうときにどうしても収支が合わない。これは指定管理

以外の業務的な部分が出てくるわけですから、そのときには当然市も負担すべきところは負担させていただくということであります。

さっきもちょっと補正で出ましたけれども、今でも市民会館の大ホールは、もう子どもたちの楽器の演奏ですごい人気です。一応、ほとんど徴収しない、あるいは安い料金でやっているわけですから、その部分は市が補填をして公社のほうに支払っている、こういうことは幾らでもとは言いませんけれども、必ず出てくることであります。それは通常の指定管理とは別個のお金が出たり入ったりしますということを申し上げたところであります。それを乱発して、議員がご心配になっております、将来に大きな負担を残すんじゃないかということにはならないように、十分気をつけていかなければならないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

〔「受け賜りました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 100 号議案 大原運動公園の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 100 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 22、第 101 号議案 南魚沼市民会館、鈴木牧之記念館及び南魚沼市トミオカホワイト美術館の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは第 101 号議案について提案理由の説明を申し上げます。

公の施設の名称については、議案書記載の施設でございます。この指定管理につきまして、従来文化・スポーツ施設を一括で管理の指定を行っていたものを、分野別に 3 つに分けて募集を行ったものでございます。

指定管理者に指定する団体は、公益財団法人 南魚沼市文化スポーツ振興公社。指定期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

この指定管理者の候補者の選定手続に関しましても第 99 号議案、第 100 号議案と同様の日程で答申を受けた中で、指定管理者の候補者の選定を行い上程するものであります。

3 ページをお開きください。団体の概要でございますが、沿革、業務内容、主な実績、財政状況等は記載のとおりであります。

市民会館の運営管理業務事業計画及び収支計画書については、5 ページ以降に各項目ごとに記載のとおりであります。人員配置につきましては、16 ページ記載の館長 1 名、職員 3 名、臨時職員 1 名でございます。収支予算書については 21 ページ記載のとおりです。

24 ページをご覧ください。鈴木牧之記念館運営管理業務事業計画及び支払計画書について記載をしております。34 ページに職員配置計画を記載してございますが、非常勤の館長 1 名、非常勤の職員 1 名、臨時職員 1 名と一部業務のシルバー人材センターへの委託でございます。38 ページをご覧ください。収支予算書でございます。同じく 40 ページ以降にトミオカホワイト美術館運営管理業務計画及び収支計画書を記載しております。職員の配置につきましては 50 ページに非常勤の館長 1 名、鈴木牧之記念館と兼務の常勤職員が 1 名、臨時職員 2 名とパート職員 1 名でございます。収支予算書については、54 ページの記載のとおりでございます。

公募審査の結果、これまでの指定管理者が引き続き候補者として選定されましたが、これまでの指定管理の実績からみて、適正な管理が期待できるものと考えます。運営面については、さらなる努力と積極的な活動を期待しますが、事業計画、収支計画等について、各施設ともにおおむね良好であると判断をしております。

以上で説明を終了いたしますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 101 号議案 南魚沼市民会館、鈴木牧之記念館及び南魚沼市トミオカホワイト美術館の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 101 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 23、第 102 号議案 南魚沼市文化資料展示館の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは第 102 号議案について提案理由の説明を申し上げます。

南魚沼市文化資料展示館は、平成 6 年に芸術、文学、スポーツを三本柱として地域文化発

展のための活動が始まり、平成10年に当時の大和町が建物を、新潟県が土地を、そして池田記念財団が運営を行うという協定のもとに財団法人池田記念美術館として美術館事業を展開し、今日に至ったものであります。

平成15年の地方自治法の改正に伴い平成17年に「南魚沼市公の施設の指定管理者の指定手続きに関する条例」並びに「南魚沼市文化資料展示館条例」の制定を受け、指定管理者による管理への移行を協議してまいりましたが、施設発足の経緯、その後の経過等の点で協議が整わず現在に至ったことに関しまして、まずもって深くお詫び申し上げます。

指定管理者の候補者については、公募をせずに財団法人池田記念財団を候補者に選定した理由は次のとおりであります。

1番としまして、財団法人池田記念財団が所蔵する資料を展示し、池田記念美術館として安定した運営を行っていること。

2番としまして、開館以来15年の間、管理運営に携わり、地域文化の発展に寄与した実績が大きいこと。

3番目に管理運営として、収蔵資料管理能力についても信頼がかけ、さらに企画運営能力に優れていること。

以上に基づき「南魚沼市公の施設指定管理者の指定手続きに関する条例」第4条により指定管理者の候補者の選定を行い上程するものであります。

公の施設の名称については、議案書記載の施設でございます。指定管理者に指定する団体は、財団法人 池田記念財団。指定の期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間であります。

3ページをお開きください。団体の概要でございますが、沿革、業務内容、主な実績、財政状況は記載のとおりであります。

次に5ページ以降に文化資料展示館運営管理業務事業計画書を添付してございます。

管理運営業務の基本方針と利用者に対するサービス向上策及び経営の管理については記載のとおりであります。6ページの職員の配置については、館長1名、職員4名、この内1名が学芸員を含んでおります。

施設の利用促進は、7ページに記載してありますが、同財団の情報力、他施設との連携力により多彩な企画が期待をできます。

平成26年度の事業実施計画については、8ページ記載のとおりでございます。収支予算見込みについては、9ページに添付しております。

以上で説明を終了いたしますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 「南魚沼市文化資料展示館」というと、どこだかわからないという人が多いと私は思います。これは池田記念美術館という美術館です。それで、この美術館は、創設

時に、非常に大型投資ということで経営が大変になると、私はかなりの議論をしたところがあります。そうした中で、今この議案を見て感じたのが、名前について見ると何かどこかの、今あそこへ「むかしや」という資料館がありますけれども、それかというような話が聞こえたわけでありまして。やはりちょっと名前について適正なのかという感じを持ったのですが、そういった検討をした経過があるかどうか、ひとつお聞きします。

それからもう1点ですが、資料館という話を今したのですが、ここの収蔵庫は設計段階、建設段階で大幅な改装というか変更をしまして、多分教育長は覚えていると思うんですが、近隣にはない収蔵庫といった設計変更をした品物であります。

ですから、きょうも若干の人から言われたのですけれども、市が所有している文化財、あるいは収蔵品等の利用も可能ではないかなというふうに思いますが、そういった検討をしていただくかということをお聞きいたします。

それから、この美術館は、建物は市所有でありますので、美術館といいながら美術品は財団が寄附を受けた品物であります。ほとんどが池田さんで抑えている財団でありますので、市の所有する財産ではほとんどないということをお考えたときに、名前に戻りますけれども、「南魚沼市文化資料展示館」ということの意味合いをお考えた利用方法もひとつ——その根底には市立「市民の」文化資料館だという観点が抜けていけないような、指定管理の方法というのとはなかったのか、ないのかというふうに感じますがいかがでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 旧大和町時代に担当しましたから、私のほうでお答えさせていただきます。南魚沼市文化資料展示館の名称については、今ほど岡村議員に言われるように、かなり議論がありました。それで、岡村議員を筆頭に反対運動がありましたので、「池田記念美術館」という名前を使うことにはかなりの抵抗がありまして、苦肉の策で「南魚沼市文化資料展示館」に収まったということは、多分質問している岡村さんもお存じのことと思います。ということで、そういう経過があった中での名前でございます。

2点目、展示室については、ずっと担当した私としても、すばらしい収蔵庫ということで、変更も含めながらやってきました。それで、市が合併したときに、例えば今泉博物館の貴重なものも含めてということは、池田さんと協議はしてきました。今後じわじわと説得をしていきたいのですが、まだまだ池田さんは、美術品については自分たちが経過である収蔵庫を確保したということで、煮詰まっておりますが、協議はしてきました。今後できれば、例えば駅前アートステーションの高価なものについてもお願いしていきたいと思っておりますが、協議は整っておりません。

それと、「南魚沼市文化資料展示館」の名に合った使い方をしていくかということですが、おかげさまで池田記念財団というか、現在管理している館長も含めて理解があるということは、池田記念美術館が生き残るには、やはり前面に市民が使いやすくしていくべきだという理解のもとに、その辺を共有しております。使用状況としては、まさに南魚沼市文化資料展示館に恥じない形で運営しているというふうに思っております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ちょっときわどい説明までありましたが、これがそういった名前で「池田記念美術館」になる。要するに池田さんという形ではなく、そういった形で進められた事業であります。その後指定管理という委託費を納めてお願いするという形になって、当時電気料の基本料金ということで、あとは全て池田さんで賄うということでありました。そうした中で今ちょっと委託費、指定管理料ですかを見ましたら、300万円という数字が出ています。当時はもっともっと少なかったと思うのですが、その若干の委託料の変遷がわかたら教えていただきたい。そして、それが妥当であるかを皆さんからひとつ知っていただきたいと思います。

そうした中で私は名前に合った使い方、要するに今、駅のアートステーションの中には非常に高価なものがあるという話です。そういった収蔵をきちんと管理していかないと、大変になるのではないかという意見も私のところへ届いています。ですので、指定管理料を払っているわけでありますので、若干の利用は可能である。そして、それがならなかったとするならば、やはり本当の資料館なり、あるいは収蔵庫なりを求めていかなければならないというようなことも、やはり喫緊の問題として出ているのではないかという美術館の話もございしますので、ひとつぜひそういった方向を考えていただきたいと思います。委託料の変遷をひとつお聞きしておきます。

○議 長 教育長。

○教育長 それでは詳細な委託料の変遷については、この後、社会教育課長がお話しますが、当初、大和町が池田記念財団と運営をしていたときは、法的に指定管理にこういう形は移行しなければならないという決まりがなかったもので、ああいう形でやってきました。

それで旧大和町は今泉博物館の運営のよさはよさで見えていたのですが、余りに運営費が行政にのしかかるということで、我々としてはかなり池田さんと協議をして、電気料の基本料金分180万円から190万円ということで、破格の値段で財団の持ち出しのもとに運営をやってきたということです。これは自負しているわけではありませんが、かなり安くできてきたなというふうに思っております。その辺、財団も胸を張ってプライドを持ってやってきましたから、すぐに指定管理ということを含めなかったということで、先ほど部長がお話したように、協議を何年も重ねながらここまできています。

ということで、当初の委託料については今私が言った経過ですが、今回の指定管理に決まった金額について、社会教育課長のほうでご説明をしたいと思います。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 文化資料展示館発足当時の指定管理料については、今ほど教育長が述べたとおりでございますけれども、今現在、電気料の基本料金として200万円強をお支払いしております。そのほか、あそこのパソコン関係の費用として20万円強、それと小規模の修繕として30万円弱をお支払いしているということで、250数万円くらいのお支払いになっているかと思っております。

そのほか建物とか、保険とか、定期点検とかそういうものは、市の施設でございますのでそのほかに市でお支払いをしております。そういった中で250万円から260万円ぐらい今現在お支払している状況でございます。今回指定管理のお話をさせていただく中で、300万円というのは根拠はないのですけれども、全体2,700万円余りかかって、ほぼベースボール・マガジン社それから光文社からの基金で運営をしている中で、丸めた数字で300万円程度ということで交渉はさせていただきました。ただ、金額についてはこれから予算査定等で決まってくる部分でございますので、この金額に決まったということではございませんけれども、一応経過としてはそういう流れの中で出させていただきました。

池田財団側としましては、出版業界というのは浮き沈みの激しい業界なので、市としてもそういう部分を認識してほしいということで、4月当初交渉したときにはもっと高い金額を提示されました。けれども、交渉を進めている中でそれはあくまでも例示だということでご理解をいただきまして、市もそんなに出せない、それと発足当時の電気料相当という契約がある中、お互いに歩み寄った数字の中で、300万円程度でいかがでしょうかという提案をさせていただいたという経過でございます。以上でございます。

○議 長 教育長。

○教育長 答弁漏れをしました。美術品の管理についての考え方をご説明します。ほとんどの美術館については、教育委員会が管理をまかっております。ただ、今泉博物館にある美術品については、あそこは施設は商工観光課ですから、庁内での考え方は美術品の展示のアドバイスとか、収蔵庫への管理については、建物管理が産業振興部になっていたとしても、教育委員会が責任を持ってまかるということになっております。

ということで、今、岡村議員が言われるように、例えば棟方志功の作品の管理に心配があるという部分は、我々も聞いておりますし、近々に対応していかなくてはならないと思っております。今までの考え方としては、池田記念美術館の収蔵庫が一番いいですから、そこへお願いをしてきたのだけれども、という経過は話しておりました。今回きちんとした指定管理を結んだということで、もう一度あそこがもっと活用できないかということを中心に検討しながら、先ほど言ったように別棟で考えなくてはならないのではないかとこの意見もあちこちでありますから、トータル的に教育委員会が大切な美術品については、責任を持って検討してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほど今泉博物館の収蔵庫という話がありましたが、専門家が見るといまいちというような話があるそうであります。その点についてはきちんとした打ち合わせと申しますか、交渉をすべきじゃないかと思っております。そうした中で別棟という、要するにまさに文化資料館、文化博物館的なものが必要であるかどうかという検討も必要ではないかというふうに思います。

もう1点つけ加えますが、当時のお話では池田財団、池田さんが所蔵しているいろいろな小泉八雲の資料とか、あるいは絵画とか書籍類については、やっぱり収蔵庫と申しますか倉

庫を借りて保管をしていたそうであります。それについては非常にお金がかかるということで、当時 3,000 万円ぐらいの費用を使っているのだと。ですから、この建物を、美術館を貸していただけるならば、安いものだ——安いと言ったかどうかはわかりませんが——そこまでの意気込みで借りていただいた経過があるということを申し添えておきます。以上です。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 ちょっと 4 ページの財政状況の金額が合っていますか。すごい金額ですけども、それを 1 点だけ。千円単位だとかなり……。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 大変申しわけございません。円単位でございます。すみません。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 私はこの池田記念美術館に非常に期待をしております。2 年ほど前からでしたでしょうか、展示がえがありました。その後の市民参加、市民参画、この 8 ページにも本年度の予定がいろいろ書いてありますけれども、非常にソフト面での、さっきも言いましたけれどもメンテナンスがきいていると思っています。やっぱりこういう場所で褒めておくのも必要かと思っていまして、市民会館、それからこれから展開される市民図書館、それからこの池田記念美術館、やはり市民にとっていい意味での文化の拠点として、これから力を入れていっていただきたい、いい意味での模範としていただきたい。そのことを要望しておきます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 102 号議案 南魚沼市文化資料展示館の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 102 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

○議 長 次の本会議は 12 月 16 日午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後 4 時 55 分〕